

議長／これより、本日の会議を開きます。

まず、諸般の報告をいたします。

昨日、知事より追加提出議案の送付がありましたので、御報告いたします。

また、大和議員より欠席届の提出がありましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程第1の議案1件を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めることにいたします。

知事石田君。

石田知事／ただいま追加上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

現行の福井県知事等の退職手当に関する条例等におきまして、知事など特別職の退職手当の支給制限は、在職中の違法行為により拘禁刑以上の刑に処せられた場合に限られておりますが、前知事への退職手当の支給をめぐる県議会議員の皆様や、県民の皆様からの多くの御批判、御意見を踏まえ、退職手当制度の見直しについて検討してまいりました。

今般、本条例改正案について、法制的な整理、確認を終えたことから、一日も早い県民の信頼回復につなげるため、本日、追加上程を行ったところでございます。

特徴としましては、地方公務員法上の懲戒処分の対象とならない特別職であっても、懲戒免職相当との認定を受けた場合には、退職手当の支給制限処分を可能とするなど、全国で初めての規定を盛り込んだ内容となっております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長／以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで、全員協議会開催のため休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております日程第1の議案1件と合わせて、日程第2の議案68件及び報告12件を議題とし、26日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって、発言は発言順序のとおりに願います。

なお、資料の使用について、堀居君、南川君、福野君、山岸みつる君より申出があり、許可いたしましたので御了承願います。

畑君。

畑議員／皆さんおはようございます。

自民党福井県議会の畑孝幸です。

新しく石田知事が誕生しましたので、久しぶりに一般質問させていただきました。

この場所でするのは初めてですので、いつもと勝手が違うんですけども、よろしくお願

いをいたします。

ゆく川の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず。

淀みに浮かぶうたかたは、かつ消えかつ結びて久しくとどまりたる試しなし。

これは鴨長明の随筆、方丈記の冒頭の一説ですが、この言葉が示すように世の中の移ろいを早く社会の情勢は刻々と変化しております。

まさに今、福井も大きな転換点を迎えております。

まずは、新たに県政の重責を担われる石田新知事へ冒頭の一節を送らせていただきました。

さて、知事は公約で躍動する福井を掲げていますが、躍動を生み出す原動力は人々の熱意と行動です。

変化の激しい時代にあって、若い力は躍動する福井の実現に向けた大きな推進力となるはずです。

また、そのように信じてもおります。

本日はその公約にふさわしい前向きで力強い答弁をお願いします。

まず、人口減少と若者の定着についてであります。

本県の人口は、平成12年、82万9000人をピークに減少へ転じ、今年1月1日現在で73万人とピーク時から約10万人減少しました。

国立社会・保障人口問題研究所の将来推計によれば、減少傾向は今後も続き、2060年には50万人まで縮小、高齢化率は41%に達し、超高齢社会の到来が見込まれています。

石田知事もそのときには70歳ぐらいになっているかと思うんですが、そのいうふうな社会であります。

人口減少と高齢化の同時進行という人口構造の急激な変化は地域社会の持続、維持、行政サービスの持続、産業基盤、コミュニティの存続に深刻な影響を及ぼします。

そのため自治体は、三、四十年先を見据えたエビデンスに基づく柔軟なかつスピーディーな政策転換が求められます。

直近の1年間、令和6年10月から令和7年9月までの人口減少は6886人、県外転出者は1万5798人に及び、そのうち二、三十代が約1万800人と7割近くになっています。

特に、大学進学・就職期の転出が多く、15歳から24歳が社会減の6割超を占めております。県内高卒から大学・短大へ進学する学生を見ても、その約半数が県外就職に至っています。

福井県が2024年に実施した新規学卒者の県内就職に関する調査では、県外就職の理由として、県外で働きたい、県内に志望企業がない、県外のほうが便利が上位を占めております。魅力ある働く場の創出と、生活利便の改善が急務であります。

県がこれまで県外進学者に対して奨学金返還支援や県外での企業説明会などU I ターン施策を実施してきたことは承知しておりますが、新ふくい人は増えても人口減少問題そのものに成果が出ているとは思いません。

そこで、人口減少に歯止めがかかっていない現状をどのように分析し、根本的な改善に向けてどう生かしていくのか伺います。

新規学卒者が考えるよい企業の条件は、給力が高いことや経営の安定はもちろんですが、自身の成長や職場の人間関係のよさを重視している若者も多いことから、大企業の多い都

市部にも対抗できる余地は十分あるのではないかと考えます。

本県には県版ミノーベル賞と位置づける福井県科学学術大賞を多数受賞した研究実績を持つ福井大学をはじめ、県民衛星で醸成された宇宙産業基盤産業技術総合研究所の北陸デジタルものづくりセンターなど、先端研究、高度技術の集積が進みつつあります。

これらを核に若者が活躍できる産業エコシステムを構築することが重要と考えますが、県がこれまでに取り組んできた企業誘致や産業支援は、企業規模や収益力に重点を置き、若者の視点が十分に反映されていないようにも見受けられます。

働きがいや柔軟な働き方、オープンな社内風土、若者の就職意欲につながる企業の誘致や産業支援にシフトしていくべきではないでしょうか。

そこで、若者の視点を取り入れた企業誘致や産業支援をこれまでどのように実施してきたのかを伺うとともに、若者が魅力を感じる企業、産業についての県の認識と、福井で働きたい若者を増やすための今後の戦略を伺います。

次に、土地利用の在り方についてです。

福井市では、市街化区域、市街化調整区域と、その他区域の線引きが存在しており、市街化調整区域では新しい住宅の建設がほとんど認められていません。

たとえ農家の次男であっても、農地を購入して家を建てることは難しく、Iターン希望者でも住宅を構えることができないという声が多く聞かれます。

人口減少が急速に進む中で、こうした土地利用制度が移住や定住を阻む大きな要因になっていると考えます。

郊外・中山間地域では学校再編が進み、複式学級の増加や生活利便の低下がさらに住民流出を招き、地域コミュニティは弱体化をしております。

三世代同居率は減少傾向にあり、子育てと仕事を両立するためには0歳児から預けられる保育の体制が欠かせませんが、市街地以外の地域ではこども園を整備しようとしても採算が合わず、事業として成り立たないケースもあります。

このような環境では女性の活躍が進みにくく、地域の持続可能性にも大きな影響が出るのではないかと懸念をしております。

そこで、郊外・中山間地域においても家庭を築き、子どもを育て、そして住み続けたいと思える環境をつくるための取組についてお伺いいたします。

さらに、中山間地域では防災面の課題も切実です。

大雨による土砂崩れで家屋が被害を受けても、保全人家5戸以上の条件を満たさなければ公的支援の対象とはならず、住民が自己負担せざるを得ない状況があります。

これでは若い世帯が安心して住み続けることは難しく、市街地へ住まいを求めざるを得ません。

その結果、集落の維持が難しくなり、地域の将来に深刻な影響を及ぼしております。

そこで、若い世帯が安心して住み続けられるよう、県は急傾斜地の安全性向上という課題をどのように受け止め、どのような対策を講じているのか伺います。

また、農業県である本県ではスマート農業を推進していますが、スマート農業は、一般的に広く平坦な農地であることや、規格化された農道が整備されていることが必要です。

小区画、不整形、傾斜地が多い中山間地域は、ここでもまた取り残されています。

また、鳥獣害や耕作放棄地は増え続けています。

国の鳥獣害対策の補助制度は、侵入防止柵や捕獲機材の購入など物的整備が中心で、柵の設置や管理、見回りといった地域作業の人件費は対象外としており、県もこれに準じた支援しかしていません。

地域の担い手不足が深刻化している現状で、このような旧態依然な対応は到底承服できません。

人口減少がここまで進んだ今、何十年も前に設計された支援スキームはもはや機能しないわけです。

農業県である本県にとって、中山間地域の維持は県土の損失に関わる問題であり、これ以上衰退させてはいけません。

地方が日本経済のエンジンにと言われていますが、そのエンジンの一端を担う福井の農業を若い世代に継承できる環境を整える必要があります。

そこで、中山間地域の耕作放棄地や鳥獣害の現状についての認識を伺うとともに、中山間地域の特性にあった農業モデルの構築をどのように推進していくのかお伺いいたします。

コンパクトシティ政策に偏り過ぎれば、周辺地域の衰退は火を見るよりも明らかです。

私は、この点においては、坂井市のまちづくりが参考になると思います。

坂井市は、平成18年の市町村合併の名残で、旧坂井町、丸岡町、春江町、三国町がそれぞれのエリアにおいて適度な規模の生活圏が今も存続しており、商業施設や医療施設など日々の生活に必要なサービスは身近なところで調達できる環境になっています。

一方、県庁所在地である福井市では、市街化区域にのみ負担が集中し、地価の高騰や住宅密度の上昇、交通渋滞などが深刻化しています。

線引きを行うことで市街地が郊外へ際限なく広がるのを抑制し、都市の管理コストを低く抑えられ、自然環境、農地、緑地を保全できるという側面があることは理解しますが、深刻化する人口減少社会に対応するために移住定住を促進するのであれば、土地利用制度の見直しを含め、インフラや生活環境、災害対応の基盤を再構築する段階に来ているのではないのでしょうか。

都市計画区域の在り方については、社会情勢や都市の状況に応じて5年ごとに検証し、必要に応じて見直しを検討するとしていますが、次回の見直しに向けて、まずは市街地と中山間地の格差の現状を把握し、他県の事例なども参考に人口減少を社会に適応した土地利用の在り方を研究すべきと考えますが、県の認識を伺います。

次に、県土の強靱化についてです。

先ほど紹介しました若者が県外で就職する主な理由の一つとして、

県外のほうが便利という意見があることは見過ごせません。

地方では車移動が多いため、生活がしやすい道路網が整っているかどうか生活の質に直結します。

本県では東側に北陸道、国道8号線、フェニックス通りと南北の幹線道路が3本ありますが、慢性的に混雑しております。

渋滞をしております。

一方、西側には同じ規模の道路がなく、利便性の差が生まれています。

県の道路整備プログラムに位置づけられている福井外環状道路は、坂井市の福井港丸岡インター連絡道路から福井市南部の北陸道を結ぶ約20キロの道路であり、物流効率や通勤環境を抜本的に改善することが期待されている重要路線です。

しかし、その必要性が広く前から認識されているにもかかわらず、いまだに事業化のめどすら立っていません。

令和5年には期成同盟会が設立され、県議会高規格道路建設促進議員連盟と合同で国への要望活動を実施してまいりましたが、概略ルートすら決まらず、予算措置も講じられておりません。

そして、具体的な進展は見られておりません。

国が優先順位を引き上げない限り、整備は一向に進まないという非常に厳しい状況が続いています。

そこで、福井外環状道路の整備効果についての認識を改めて何うとともに、国の優先順位を引き上げ、早期事業化を実現するために県としてどのような働きかけを行い取り組んでいくのか知事に伺います。

本日取り上げました課題は、国が掲げるこどもまんなか社会、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現とも直結します。

地域格差、産業構造、防災、土地利用といった複合的課題が同時に進行する中であっても、生まれ育った地域で安心して住み続けられる環境を整えることが人口減少対策の核心であると考えます。

県の長期ビジョンにおいても誰一人取り残さない多様性と包摂性のある持続可能な社会の理念を掲げており、知事の掲げる躍動する福井においても、この理念を継承していただきたいと考えますが、知事の所見と決意を伺います

終わりに、古代ギリシャの歴史家、トゥキュディデスは、権力政治の本質を見抜いた思想家でもあります。その施策の中で、次のような一説を記しています。

勝者は成し得ることを行い、弱者は受け入れるほかない。

今の世界情勢を映し出すような言葉ですが、このような***に基づく施策は、いずれ社会の分断を招くこと(?)になります。

日本には、福井には、決してそのような道は歩んでほしくはありません。

多様な人々と協働し、新たな発想だと確固たる熱意を持って新しい福井の未来を築いていかれることを心より期待しながら、明快で前向きな答弁をお願いして質問を終わります。

議長／知事石田君。

石田知事／畑議員の一般質問について、お答え申し上げます。

まずは、福井外環状道路の整備効果と早期事業化に向けた取組についてでございます。

福井外環状道路は、テクノポート福井などの産業拠点群がある福井都市圏の西側を通る高規格道路であり、新たな南北軸として道路交通ネットワークを強化し、交通の円滑化、産業観光の振興のほか、大雪や浸水等の災害時の命の道として、県土強靱化に寄与する道路でございます。

この道路は福井都市圏の交通混雑の緩和や国道8号の代替機能も期待されることから、国による事業化を求めてまいりました。

先月2日にも国土交通省に対して地域に見える形で計画の具体化が進むよう、要望を行ってきたところでございます。

この調査・検討がより一層推進されるよう、今後も私が会長を務める期成同盟会が中心となって、国に対して強く訴えてまいります。

あわせて、道路予算の総額確保、これも重要であり、国土強靱化予算を最大限活用して、所要額が確保されるよう国に強く求めていくことで、早期事業化につなげていきたいと考えております。

次に、長期ビジョンに掲げる誰一人取り残さない多様性と包摂性のある持続性な社会の理論の継承についてでございます。

私は、県民が安心して未来に向かって、大好きなふるさとで暮らしていける福井にしたいと考えております。

そのために、若い方もベテランの方も互いに尊重し合い、自分の意志と責任で、夢や希望に挑戦し、前向きな活動が次々と生まれる、自己実現がかなう、そんな躍動する福井を次の世代に着実に引き継いでいきたいという思いがございます。

こうした私の考え、また、新たな県政運営の方針であります全世代リスペクトは、長期ビジョンや誰一人取り残さない多様性と包摂性のある持続可能な社会の理念と方向性は同じであり、ともに継承していく所存でございます。

子どもや若者が幸福な生活を送ることができる社会の実現、生まれ育った地域で安心して住み続けられる環境づくりは、これは非常に重要だと考えております。

当初予算案でもさらなる子育て支援や教育の充実、社会インフラの長寿命化等々を計上しており、引き続き力を注いでまいりたいと思います。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、人口減少の現状分析、それから今後の対策についてお答えをいたします。

人口減少が進む要因といたしまして、若い世代、特に女性の県外流出による将来の親世代の減少がございます。。

県ではこれまで充実した子育て応援でありますとかUIターン支援などに取り組み、合計特殊出生率が全国2位となるなど一定の成果も上がっておりますけれども、人口減少に歯止めがかかっていない現状でございます。

若者の声をお聞きいたしますと、県外転出の理由としては、先ほどお話しにもございましたように、進学、就職先が県外にあるということに加えて、特に女性からは、多様な価値観が受け入れられると伺っているところです。

県では次世代ファースト戦略を長期ビジョンの最重点プロジェクトに位置づけまして、県立大学の新学部の設置であるとか、高付加価値企業の誘致など若者が地元に進学、就職したいと思える環境づくりでありますとか、性別、役割分担意識に対する企業や地域の取組

を強化いたしまして、若者、女性に選ばれる福井の実現を目指してまいります。
我が国における人口減少問題の根幹は、大学や企業が大都市部に集中することであり、国が本気で取り組む必要があると考えております。
県におきましては、引き続き、大学定員の是正などを国に対し提案、要望してまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、郊外・中山間地域においても住み続けたいと思える取組についてお答えいたします。

子どもを支える社会環境は、保育士や教員など、人口減少に伴う担い手不足の課題もあり、持続的な運営体制の維持、確保が厳しい状況にあると認識しているところであります。
一方で議員御指摘のとおり、子育て世帯の定着や女性の活躍を推進するためには、子どもを安心して産み、育てられる環境整備は極めて重要でございます。
このため、未就学児の預かりについては保育所等のほか、すみずみ子育てサポート事業やふく育さん、ふく育タクシーなど多様な地域のニーズに対応できるよう継続して制度を拡充してまいりました。

県としては引き続き、地域の子育てを支える様々な制度の維持に努めるとともに、市町と連携し、地域住民による他世代交流や子ども食堂等への活動の支援、充実を図り、子どもから高齢者まで多様な担い手が相互に支え合い、安心して暮らしていける地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは若者の視点を取り入れた企業誘致や産業支援と今後の戦略について申し上げます。

民間シンクタンクの調査によりますと若者が魅力を感じる企業とは、希望の業界、職種であることや、ワーク・ライフ・バランスが確保されていること、高い給与水準であることなどが示されており、県としても同じように認識をいたしております。

そのため、企業誘致につきましては、都市圏並みの給与水準の企業ですとか研究開発型で専門知識が生かせる企業の誘致を進めているところであります。

また、地場産業についても、宇宙産業やA I、I o Tなど成長分野における技術開発を支援しまして、若者にとって魅力のある多様な企業、多様な産業の創出を進めているところであります。

引き続きこうした取組を拡充いたしますとともに、若者が自己実現できる県内企業を増やすために、テレワークや短時間勤務など多様な働き方の導入支援や創業を志す若者のチャレンジの支援など、若者の目線も大切にしながら、今後の産業労働政策を進めてまいります。

議長／農林水産部長稲葉君。

稲葉農林水産部長／私からは、中山間地域の現状認識と地域の特性にあった農業モデル構築の推進についてお答えをいたします。

本県の6年度の工作困難な農地の割合は1.7%と全国で5番目に低くなっておりませんが、鳥獣被害の面積は184ヘクタールと、令和3年度以降拡大をしております。

また、担い手がない、鹿が増えているといった声を聞いておりまして、中山間地域での営農継続には大きな負担が伴っているものと認識をしております。

現在畦畔の緩斜面化など中山間地域に適用した基盤整備や、急傾斜地など特に営農条件が厳しい地域における機械導入への補助率のかさ上げ、進入防止柵設置の外注費や管理、見回りの人件費への中山間地域等直接支払交付金の活用の呼びかけなど営農継続に向けた様々な支援を行ってまいります。

さらに、県では中山間地域の方々が世代を問わず集い、将来ビジョンを自らの手で作成し、実現していく農村RMOの活動を支援しており、JAの職員を集落支援員として定着しまして、さらなる横展開を図ってまいります。

今後も中山間地域の特性に合った住民が主役の農業モデルの構築に取り組んでまいります。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは2点、お答えいたします。

まず、急傾斜地の安全性向上についてでございます。

崖崩れから県民の生命や財産を守ることは、将来にわたって若者や子どもたちが安心して住み続けるためにも極めて重要でございます。

県では急傾斜地崩壊防止の整備を進め、急傾斜地における土砂災害の防止に取り組んでいるところでございます。

一方、現在、土砂災害警戒区域内の急傾斜地は7000か所ございまして、保全人家が多く、災害履歴がある地域から優先して整備を進めているところですが、限られた財源の中では完了しているのは約300か所にとどまっております、十分に進んでいないのが現状でございます。

県では国土強靱化予算も活用しながら事業費を確保し、事業の推進を図ってまいります。

また、県民一人一人が身を守るために備えることも重要であることから、土砂災害警戒区域の指定による危険周知に加え、土砂災害防止警報による広報や自身の防災行動を改めて定めたタイムラインの作成・指導、防災出前講座の開催などを通じて、防災意識の向上を図っているところです。

今後とも、ハードソフト両面から土砂災害対策を進め、県民の安全安心の確保に全力で取り組んでまいります。

次に、人口減少社会に適合した都市計画区域の在り方についてでございます。

県では令和6年9月に都市計画の基本的な方向性を示す都市計画区域マスタープランを改定しており、都市計画区域の設定及び市街化区域・市街化調整区域の区域区分の適用につ

いては、現状を維持していく方針を取りまとめました。

一方、同マスタープランでは農村地域においては、優良な農地の保全や、良好な集落環境の形成のほか、農村集落の活力維持にも配慮するとしており、令和7年9月に改定された福井市の都市計画マスタープランにおいても農山漁村地域では既存集落の維持が課題としているなど、県、福井市ともに地域の維持活性化の必要性は認識しているところでございます。

議員御指摘のとおり、県では社会情勢の変化等を踏まえ、都市計画区域及び区域区分についておおむね5年ごとに必要に応じ見直しを検討していくこととしており、関係市町の意向を伺いながら、市街地や中山間地域の状況、他県事例なども判断材料として検証してまいりますと考えております。

議長／畑君。

畑議員／あまりいい回答ではなかったですけど、またこれからもいろいろとお願いをしに行きますのでよろしくお願いします。

終わります。

議長／酒井君。

酒井議員／自民党福井県議会の酒井秀和です。

冒頭、本日の新聞報道で、アウェーから一丸を目指すという記事がありましたが、私も議員の皆様もよい政策には賛同し、悪い政策は正すという二元代表制のそれぞれの役割を果たすだけで、既に県民のために行政も議会も同じベクトルで進んでいると思っておりますが、ああいった記事が出るのはとても残念に思っております。

それでは、知事の政治姿勢について、本日の質問をさせていただきます。

石田知事示が当選されてから、私にも石田知事を責めないでとか、石田知事を育てましょうという電話やメールをいただいておりますが、私自身も石田知事の同じように県民の税金を給与として生計を立てている立場であり、また、年齢は石田知事より年上ですが石田知事と同様に1期目でもありますので、決して石田知事を育てる身分でもございません。ですので、私自身はこれまで同様、県政発展及び県民の暮らしの豊かさ実現に向けて一生懸命働かせていただきたいと思いますと思っております。

もし、石田知事に少しだけ人生を長く経験している者としてお伝えすることがあるとすれば、石田知事の発言はいかなる場合においても福井県知事としての発言になりますので、言葉をしっかりと選んで、責任のある発言をしていただきたいと思いますということ。

また、石田知事は福井県という一国一城の主になったのですから、福井県民の自信と誇りを醸成させるよう、常にそのお立場にふさわしい行動に留意して職務を全うしていただきたいと思いますと思っております。

そして、現状以上に守っていただかなければならないのが公約です。

選挙中に発信された公約については代表質問でも取り上げておりましたが、選挙前、選挙

中と選挙後の石田知事の発言に一貫性がないこと、さらに1月29日の就任会見で前に進めると繰り返し発言されていたことや、今議会の代表質問答弁で私の責任の下進めると繰り返し発言されていたのに対し、そのビジョンの不透明さが際立つ発言が散見されていたこと、杉本前知事が行ってきた政策を引き継ぐ発言が多く、躍動する福井というよりは躍動している福井を次世代へつなぐという雰囲気しか感じ取れなかったことに今後の福井県を石田知事にお任せできるのか、今の段階では大変不安に感じております。

新聞報道でも福井県職員から石田知事のビジョンがクリアでなく理解できていないとの声がありましたが、県のトップである石田知事が職員に対して福井県が進むべきビジョンを掲げ、同じベクトルで仕事ができるよう共有し、職員が働きやすい環境を整えながら行政全体のパフォーマンスを上げていかなければならない。

特に杉本前知事が招いた福井県百年に一度のピンチを迎えている今、県政発展に向けて県政を力強く前進させる、このこのことが今、石田知事に求められていることだと思っております。

そこで、石田知事が掲げたスローガンを実現し、県民益の最大化につなげていくため、躍動する福井を県民に対してどのように具現化していこうとお考えか、具体的な施策も含めて石田知事にお伺いします。

議長／知事石田君。

石田知事／酒井議員の一般質問についてお答え申し上げます。

躍動する福井をどのように具現化していくかについてお答え申し上げます。

私は、世代をつなぎ、次の新しい福井をつくる、県政を前に進めることを訴え、知事に就任させていただきました。

県民が安心して未来に向かって大好きなふるさとで夢や希望に挑戦できる躍動する福井を実現させたいと考えております。

新たな県政運営に当たりましては、若い方もベテラン世代の方も互いに認め合う全世代リスペクト、徹底した県民目線による県民や市町の方々との信頼関係の構築。

届く、伝わるといった情報発信にかえてまいります。

この方針に基づき、具体的には今回の当初予算案において、現場や市町の声に対応し、放課後児童クラブの支援や一人親家庭等の自立支援の強化、あるいは情報発信においてプッシュ型の事業等々を計上したところでございます。

今後も若い方の意見を取り入れる仕組みづくりのほか、私自身が現場に積極的に出向いたり、様々な御意見を伺いながら政策の具現化を図っていく次第でございます。

議長／酒井君。

酒井議員／再質問させていただきます。

今ほど県民の皆様御意見を反映させるような発言がありましたけれども、石田知事は今定例会の代表質問で、県民の皆様からは御質問いただいていることは十分認識しております。

すとしつつも、その県民の意思が政策及び石田知事の行動につながらない答弁があり、さらには論点すり替えの逃げの答弁も幾つかあったと思います。

私は石田知事が県民の声を聞いて政策に生かすと発言をされていたと認識をしているのですが、果たして今後の石田県政でどのように県民の声を生かしていくのかお伺いするとともに、関連するのでお伺いいたしますが、三田村議員の代表質問で外国人政策について答弁された際、外国人政策についての考えは選挙中から一貫しておりと発言されておりましたが、なぜ日本は単一民族国家、発言は訂正されたり、少し調べれば福井県がそうでないことが分かると思うのですが、無秩序、無計画な外国人の受入れのお話をされたのでしょうか、お伺いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／まず1点目の声を生かすというところで、どのようにするのかというところでございますが、まずは私もこれまで述べてきたとおり、徹底した県民目線、これによって、県民や市町、各種団体等の方々との双方向のコミュニケーションを図りながら信頼関係を構築し、意見を取り入れたいと考えております。

また、様々な若者が参画するような仕掛けづくり、これをしていって、リアルの声というのを伺いながら政策に今後反映していこうと考えております。

2点目につきましては、一貫した発言ということでございますが、私が一貫して申し上げているのは、無秩序、無計画な受入れには懸念があるということでございまして、この発言、議員から今発言があった点につきましては既に訂正させていただいておりますので、今後はしっかりと適切な発言に努めさせていただきと考えております。

議長／酒井君。

酒井議員／一貫性があるかないかを一貫性があると発言されていたので、私はそこに一貫性がないと思い再質問させていただきまし、県民の声というのはしっかりと政策につながっていくのかというところで疑問がありましたので、再質問させていただきましたので、しっかりと県民の声を聞きながら政策に生かしていただきたいと思っております。

次に、ハラスメントの認定の基準についてお伺いします。

私は現在、多種多様なハラスメントの事案はこの世の中に常に存在するものだと認識しております。

また、SNSの世界では、昨今、著名人の言動に対するAI生成動画や言葉の切り取り動画、誹謗中傷動画が多く、他人が行ってきたことを自分の利益に結びつける事例が散見されるようになってきたと思っております。

これについても、発信者はよかれと思って行動していることですが、取り上げられた当事者が心労を患ったり、場合によっては自殺に追い込まれるなどの事例も発生しており、決して看過できるものではなく、こちら、受け手の捉え方によってはハラスメント事案になると思っております。

これらの事例のように、ハラスメントは自分自身の物差しで測るものではなく、相手の物差しで測らなければならない難しい課題であり、競技スポーツの審判と違って、その判断基準を明確にすることは困難になると予測されます。

難しいとは思いますが、昨今の競技スポーツで導入されているビデオ判定のように、第三者がビデオを見る側、すなわち全ての職員の目がビデオの役割を補うとすれば、どちらの過失か、セーフかアウトかをより正確に判断できるかもしれないと思っております。

そこで、福井県ではハラスメント事案に対して、ハラスメント防止条例を今定例会で上程されておりますが、その判断基準の明瞭性をどのように検討されているのか、またはしていくのか、服部総務部長にお伺いします。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／ハラスメントの判断基準の明瞭性についてお答えを申し上げます。

ハラスメントの主な判断基準は、厚生労働省の指針などによれば、例えばパワハラであれば、言動が業務上必要かつ相当な範囲を超えていないか、就業継続が困難となるほどの支障があるか、客観的に見て社会一般で許容される程度かなどとされておりますが、実際の判断に当たっては、その言動の目的、態度や継続性、職員の属性や心身の状況、行為者との関係性、言動を受けた職員側の問題行動の有無など、様々な要素を総合的に考慮して個別に判断する必要がございます。

現在も事実確認や判断が困難な場合には顧問弁護士に相談しておりますが、今後新たに設置する福井県コンプライアンス委員会において、外部有識者の意見も聞きながら、さらに客観性、透明性を確保していきたいと考えております。

一方で、ハラスメント起こさせないという観点からは、何がハラスメントに当たるのかという共通の認識を持つことは極めて重要と考えております。

立場や経験、価値観の違いによる言動がインシビリティになり得ることや、グレーゾーンの事例など、ハラスメント防止ハンドブックの見直しや研修などを通じて継続的に職員の意識改革に努め、安全かつ良好な職場環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

議長／酒井君。

酒井議員／ハラスメントにつきましては、ハラハラという言葉も生まれてますし、特に判断基準も難しいという課題と思っておりますので、しっかりと進めていただきたいと思っております。

実態調査に対する私の意見ですが、速やかに全庁的な現状把握をするために迅速な実施が可能な人事課を主体とするとされております。

私はなぜここにスピード感が必要なのか理解ができておりません。

昨年4月に発覚した杉本前知事の件はスピード感が必要だったと思います。

ですが、石田知事がおっしゃるように全庁的に古い体質のうみを出し切るのであれば、第三者がじっくり行うべきだと思っております。

これは私の意見です。

次に、県民の暮らしを守るためについてお伺いします。

2月5日の新聞報道で、2025年の県内の特殊詐欺被害状況が報じられ、認知件数が82件、被害額は約4億8330円で、ともに過去最悪となったこと、交流サイトを介した投資ロマンス詐欺でも認知件数が65件、被害額約9億6410万円で、過去最悪となったことが報じられました。

そこで、まずこの特殊詐欺、SNS型投資ロマンス詐欺の現状に対し、県民の暮らしと生命、財産を守るべき立場である行政のトップとして、石田知事の詐欺被害に対する意見を今後どういった対策が望ましいとお考えかお伺いします。

次に、令和7年の福井県内で発生した特殊詐欺被害はおおむね新聞報道で確認ができましたが、令和8年に入って既に認知している特殊詐欺及びSNS型詐欺の認知件数と被害額はどのようになっているのか。

また、増え続ける詐欺被害についての所見を増田県警本部長にお伺いします。

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の対策については、福井県警察もSNSや各種施設へのビラ設置の広報啓発など様々な取組を実施されていることは私も承知をしております。

一例ですが、サイバー犯罪において先日、足羽第一中学校で開催されたサイバー防犯かるたなどは、今年度、福井県警サイバー防犯ボランティア、サイバニクスとして活動する福井大学教育学部の学生10名が教育現場の中で楽しみながらサイバー防犯やネットの使い方を学ぶ手法として、福井県系サイバー犯罪対策課と相談しながら進めている事業であり、新たな取組として評価をさせていただいているところです。

そこで、特殊詐欺等に対し、現在行っている対策の効果をどのように捉えられておられるのか、また、今後新たな対策を検討されているのか、増田県警本部長にお伺いします。

あわせて、特殊詐欺、SNS型詐欺に関して、これから社会に出る若者にとって加害者にも被害者にもならないための教育が必要な時代になってきたと認識しておりますが、教育委員会として、歯止めの利かない詐欺被害に対して、新たにどのような対策を検討されているのか、藤丸教育長にお伺いいたします。

これは、私たちの私見ですが、サイバー防犯かるたなどの取組でインプットした子どもたちが、高齢者が集う施設でアウトプットする機会へつなげていくことで、さらに各種詐欺に対する子どもたちの見識が深まると同時に、聞いた方々の各種詐欺に対する意識が高まるのではないかと考えております。

これは今後の検討としていただくことを提言させていただきます。

私は、特殊詐欺等の被害によって県民の暮らし、生命、財産が脅かされているこの状況は、決して安心・安全な状態ではないと考えております。

また、この詐欺被害の現状は、大規模自然災害やコロナ禍と同様、災害レベルであると認識をしているところです。

そこでコロナ禍で行った事例を参考に、県警本部、または防災安全部が毎朝会見を開く、または県民に注意喚起する機会をより可視化できるよう、県民が特殊詐欺に合わないためのツール、例えばテレビの活用を提言しますが、増田県警本部長の考えはいかがでしょう

か、お伺いします。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは詐欺被害に対する意見と対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり県内における特殊詐欺やSNSを悪用した詐欺被害、これにつきましては、昨年過去最悪となっており、今年に入っても依然として多発し、高齢者だけでなく、幅広い世代で被害が増えるなど、極めて深刻な状況となっております。

県では、県警察や市町等と連携し、若者や高齢者を対象に最新の手口などを紹介する出前講座やパネル展を実施するとともに、SNSやテレビ等、多様な媒体を活用して情報発信を行っているところでございます。

さらに、今月にはスーパーの買物客に対する注意喚起や、詐欺被害の防止方法を特集した情報誌を市町や金融機関、病院等に配付するなど、関係機関や事業者と協力し、様々な機会を捉えて被害の未然防止に努めてまいります。

また、私自身もイベントなどで呼びかけを通じて、県民の皆様に直接注意をお願いするなど、県民の安心・安全な生活を守るため、全力で取り組んでまいります。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、特殊詐欺、SNS型詐欺に関する学校における対策についてお答えをいたします。

まず、授業の中でございますけれども、県立高校の情報の授業では情報セキュリティ対策について学んでおりまして、その中で架空請求やフィッシングなどの特殊詐欺の危険性とその対処法を学んでおります。

また、家庭科の消費者教育の項目では、ネット詐欺や悪徳商法の理解を深め、自分に必要な情報を正確に収集し、判断する力の育成を図っております。

加えて、毎年、非行防止教育の一環として、情報モラルに関する講演会を実施しておりまして、今年度は警察職員による講演を全ての県立高校で実施しております。

また、警察と連携して、小中高校の児童生徒及び保護者に対して、闇バイトやインターネット犯罪に関するチラシを作成、配付するなど、重点的に啓発に努めているところです。

昨今の特殊詐欺やSNS型詐欺の増加を踏まえ、今後も警察との連携強化を図りながら、サイバー防犯かるたの御紹介もいただきましたけれども、様々な工夫を取り入れながら加害者にも被害者にもならない情報モラル教育を徹底してまいりたいと考えております。

議長／警察本部長増田君。

増田警察本部長／私から、特殊詐欺等の被害状況、対策、そして注意喚起の3点についてお答えいたします。

まず、被害状況についてであります。県内の令和8年1月末現在の特殊詐欺の認知件数

は13件、被害額は約6749万5000円で、ともに過去最悪となった令和7年の同時期と比べて増加している状況にあります。

また、SNS型投資ロマンス詐欺の認知件数は8件、被害額は約7995万円で、前年同期と比べて増加している現状でございます。

議員御指摘のとおり、令和7年の特殊詐欺及びSNS型投資ロマンス詐欺は過去最悪を記録し、今年に入ってから増加傾向が続いているなど危機的な状況にあり、そのことが県民のいわゆる体感治安を悪化させる大きな要因の一つになっているものと認識しております。

続いて、特殊詐欺等の対策とその効果についてであります。

県警察では関係機関と連携した被害防止対策や特殊詐欺に悪用される電話などの犯行ツール対策を推進しているほか、多種多様な媒体を活用して防犯情報を発信しており、詐欺の手口や対策について、県民の皆様にご覧いただく一定の浸透がみられるところではございますが、匿名流動型犯罪グループは、その匿名性を最大限に利用した違法のビジネスモデルへの転換を急速に進め、犯行形態を拡大しているほか、警察や金融機関等による被害防止対策に対抗する手段にシフトなどしており、巧妙化する詐欺の被害を未然に防止するためには、新たな対策も不可欠と考えております。

県警察では、詐欺の被害を未然に防止するため、従来の対策を一層強化するとともに、匿名流動型犯罪グループによる匿名性を打破し、中核的人物と違法なビジネスモデルの解体に向けた捜査を行うとともに、国際電話を遮断するなどの機能を有する警察庁推奨アプリの普及促進を通じた国際電話からの犯行の抑止、金融機関と連携した詐欺被害の早期認知と迅速な口座凍結等の対策を強力に推進してまいります。

続いて、県民の皆様への注意喚起についてお答えいたします。

日々の発生状況につきましては、新聞、テレビ報道、そして県警察の防犯アプリなどを活用して、その都度、最新の情報を詳細に発信しているところであります。

広く県民の方に防犯情報を伝え、被害防止対策を普及させるためには、従来の広報啓発の手段、方法では訴求できなかった層に対しても働きかける必要があります。単に統計数値を中心とした広報啓発を行うだけでなく、創意工夫をこらした情報発信により、県民の方の興味を引きつつ、訴求したい内容を分かりやすく盛り込んだ啓発を行うことが重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、注意喚起の内容が可視化できるテレビなどのツールは、広報啓発に有効であると考えておまして、県警察といたしましても、NHK福井放送局と共同で被害が顕著なニセ警察詐欺に関するコマーシャルを制作するとともに、週一回の特集コーナーで最新の手口や開発について広報する取組を行っております。

また、金融機関の協賛でSNS型投資ロマンス詐欺に関するコマーシャルを製作いたしまして、ほかの局でも放映していただいているところであります。

今後もテレビの活用もですが、新たなターゲット層に対しては、ターゲティング広告など、SNSを活用するなどして被害の実態に応じた効果的な手段、方法により広報啓発を充実してまいります。

議長／酒井君。

酒井議員／ありがとうございます。

福井県で詐欺被害ゼロを目指してぜひ取り組んでいただきたいと思います。

知事の場合はインスタフォロワーが非常にたくさんいますから、しっかり発信をしていただきたいと思いますし、学校教育の現場では闇バイト等に手を染めてしまう若者というのが非常に多いので、これから福井も増えてくる可能性がありますので、十分に教育していただきたいと思います、教育の中で教えていただきたいと思います。

さらに、もう1月の認知件数も非常に深刻な状況ではありますけれども、しっかりと対策を打っていただきたいと思います。

最後に、本年1月20日の全員協議会で中村副知事の発言について、私自身どうしても腹落ちできない部分がありますので、中村副知事にお伺いしたいと思います。

中村副知事は冒頭の発言で、心からのおわびの後、言うまでもなくいかなるものによるハラスメントも絶対に許されることではない、これらの内容を真摯に受け止め、深く反省しつつ、なぜこのような事案が起きてしまったのか、組織の課題がどこにあったのか徹底的にその構造を明らかにし、二度と同じことを繰り返さないよう真に実効性のある再発防止策と組織改革を速やかに実施していくと述べられておりました。

私が腹落ちできない部分は、その後の議論で質問にも上がった、なぜ会見の場に知事職務代理者である中村副知事が出席されていなかったのか、質問に対し、驚頭副知事と服部総務部長に指示を出したとおっしゃっていましたが、その妥当性をどのように導き出したのか、また、知事選挙に関して、杉本前知事のセクシャルハラスメント事案を真摯に受け止めている方がなぜ一般の選挙のように有権者に対して関与をされたのかという点です。私も多くの福井県民の皆様の意見と同様に、記者会見を見て中村副知事が会見の場にはいないことを疑問に思いましたし、それを指示したとする中村副知事の指示の仕方、その一言一句が気になります。

もし私が中村副知事と同じ立場であれば、会見には自らが責任者として出席し、選挙については知り合いの有権者から問合せがあったとしても、今回の異例の知事選挙の場合はその根源であった杉本前知事の職務代理者として一切関与しない立場をお伝えし、選挙については語らない姿勢を保つなど、知事職務代理者として判断と行動を取っていたと思います。

私は、それらを目の当たりにして、中村副知事の判断と言動から、杉本前知事のセクシャルハラスメント事案を真摯に受け止め、深く反省しつつとの言葉とは真逆で、到底理解できないものであると考えております。

そこで、全員協議会で一度御答弁をいただいておりますが、知事職務代理者として中村副知事御自身の判断及び言動についてその妥当性をどのようにお考えなのか、知事職務代理者としての責任を果たしたと言えるのか、中村副知事にお伺いします。

議長／副知事中村君。

中村副知事／私の判断及び言動の妥当性についてのお話でございます。

御質問にもありましたように、これから私がお話することは一部繰り返しになるんですが、1月7日の会見、これは前の知事のセクハラ事案に対する調査結果や原因の分析、それから再発防止の提言などをこの特別調査委員さんから報告をいただく場ということの記者会見の目的がこうであったことは御理解いただいていると思います。

この事案につきましては、これまで公益通報だとか、ハラスメント事案を所管する総務部の担当の、先ほどお話ありましたように部長だとか、それから驚頭副知事を中心に、これは当初からずっと対応してきたため、事細かな経緯も二人は十分に分かっておりますので、そういう意味で私はこの二人に対応してほしいということで指示を出したということでございます。

ただ、一方で1月20日の全員協議会、いろいろ御意見をいただきました。

この協議会は議員の皆様には調査報告書の内容を改めて御報告するというのと、それから、それに加えて県の再発防止策の案を初めて正式にお示しする、説明をする場であったということから、これは私が知事職務代理人として出席をし、当然のことながら説明をし、御質問を受けるという場であるというふうに、私の中では一応この場はどういうことで、この場はどういうことだというふうな、一応棲み分けをさせていただいたというのが私の。そのことに関しては、あのときも皆様から温かい御指導をいっぱいいただきましたので、反省すべきところは反省させていただきますとお答えをさせていただいております。

今のところは、そういうことでございますので、御理解いただければと思います。

議長／以上で、酒井君の質問は終了いたしました。

堀居君。

堀居議員／福井の党の堀居哲郎です。

石田知事への初めての一般質問になります。

よろしくをお願いします。

私は石田知事とは勝手に少し御縁を感じておりまして、知事が副領事をされておりましたオーストラリアのメルボルンに大学時代に私は約4年半過ごさせていただきまして、本当に美しい公園だとか個性的なカフェだとか、すばらしいまちだと思っているんですが、そこに実は私の妹が長らく永住権を持って住んでおりまして、ビザの関係だとか恐らくパスポートの延長だとか、知事に本当にお世話になったと思っておりますので、まず感謝の思いを伝えさせていただいてから質問に入らせていただきます。

まず、ハラスメント対策と人事運用について伺います。

近年、社会全体においてハラスメントの防止は極めて重要な課題として位置づけられており、国においてもパワーハラスメント防止に係る法整備が進められるなど、組織としての責務は一層重くなっております。

そのような中、本県におきましては、前知事による長年にわたるセクシャルハラスメントの事案が発覚し、被害に遭われた方々はもとより、福井県の名誉、県民のプライドを深く傷つけられたことは痛恨の極みであります。

二度と本県においてこのようなことは起こしてはならないため、今議会に福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例案が提出されております。

条例案を読ませていただく中で、特別職である知事、副知事、教育長の責務の明確化やハラスメントの相談受付時の報告の義務化、コンプライアンス委員会の設置、定期的にハラスメントの実態を把握するためのアンケート調査と公表など、前知事の事案を受けての条例として押さえないといけないポイントは押さえていると考えます。

今回、この条例案は、組織風土改革と世代を超えた対話の目標の下、ハラスメントを起こさせない、見逃さない、繰り返さないの三本柱の考え方で構成されているとのことですが、私はこの中で特に起こさせないをより強化する必要があると考えます。

そのためにも、目に見える形で抑止力や罰則規定を人事運用の中で明文化すべきと存じます。

現在、知事など特別職を除く県職員によるハラスメント事案が認定された場合は、地方公務員法に基づいて懲戒処分が決定され、行為の態様や悪質性、被害の程度に応じて、免職、停職、減給、戒告の4種類があると思います。

これは国の法律の下、厳格に適用いただく中で、この懲戒処分を受けた後の県庁組織内での人事運用についても明確に抑止力になるような内部規定を定め、公表すべきと考えます。その理由として、幾つかの現場のお声をいただいている中で、現在まで、例えばパワーハラスメントやセクシャルハラスメントを受けた側の職員が心身の不調により退職を余儀なくされる一方で、行為を行った側の職員が昇任、民間でいう昇進をしたり、異動などをして、結果、勤務をハラスメント以前と変わらず継続しているのではないかというような御指摘もあります。

仮にこのような人事運用がなされているとすれば、被害を受けた職員が職を離れ、加害行為を行った側が昇任、昇進するという構図となり、組織の公正性、透明性に対する信頼を大きく失うものであります。

また、県庁職員は県民全体の奉仕者であり、高い倫理観と責任が求められる立場にあります。

その中で志を持って県民福祉の向上に尽力していた職員がハラスメントによって退職に追い込まれるような状況は、組織にとっても大きな損失であり、人材確保の観点からも看過できない問題であります。

一般に懲戒処分までには至らないと判断されたハラスメント行為に対しては、当該者の研修や指導といった対応が取られていると考えますが、行為の性質や被害の重大性によって懲戒処分はなされますが、その後に当該者に対しての研修の受講や指導のみで十分な行動変容が図られるかについては疑問の声があることも事実であります。

そこでお伺いいたします。

第一に、ハラスメント議案が認定された場合における人事評価への反映方法及び昇任への影響について、現在どのような基準で運用されているのか伺います。

次に、今回、元知事の事案が起点でハラスメント防止条例を制定していく過程において、今後、職員のハラスメント事案が認定された場合は、その職員は懲戒処分、研修、指導にとどまらず、その後の人事配置や本庁・出先機関も含め、管理監督職への登用の可否を含

めた厳格な対応を条例の補足重要事項という形で内部規定に明文化し公表することが、ハラスメントを起こさせない抑止力強化につながると考えますが、御所見を伺います。

また、被害を受けた職員の離職を防ぐ観点から、相談体制、配置転換、復職支援等を含めた具体的な救済措置はどのように現在講じられているのかを伺うとともに、今後も被害者救済の観点から、今ほど述べた救済策を条例の補足重要事項という形で内部規定に明文化し、公表すべきと考えますが、御所見を伺います。

最後に、県庁組織としてハラスメントを行った者が不利益を受け、被害を受けた者が守られるという明確なメッセージを職員に示すことが再発防止と組織の信頼確保に不可欠であると考えますが、特別職を含め、今後県組織とでハラスメント撲滅の覚悟をどのような形で内外に発信をして、深く傷ついた福井県の名誉の挽回につなげていくのかを知事に伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／堀居議員の一般質問について、お答え申し上げます。

私からは、県庁組織のハラスメント撲滅の覚悟についてお答えいたします。

私は、いかなるハラスメントも断じて許されるものではないと考えております。

前知事の事案により、大きく損なった県政への信頼、これを一日も早く回復するため、組織としての問題と責任を真正面から受け止め、組織風土の改革と、実効性のある再発防止策、これらに全力で取り組んでまいります。

今議会に提案した、知事も対象に含む全国初のハラスメント防止条例は、内外に向けて県庁からのハラスメントをなくすことの決意表明であると考えております。

今後、この条例を基軸としつつ、私自身も様々な機会に職員に直接語りかけ、県庁全体の意識の改革、また、職員の行動変容、これらを着実に進めてまいりたいと考えております。改革に終わりはありません。

また、一朝一夕でできるものでもないと考えております。

不断の努力を続けるとともに、再発防止策を定期的に検証し、その都度、改善、見直しを行いながら、安心して働ける、ハラスメントのない、ハラスメントを許さない組織文化、これをつくってまいりたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、ハラスメント対策と人事運用について3点、お答えを申し上げます。

まず最初に、ハラスメント事案が認定された場合の人事評価等への反映方法及び昇任基準についてお答えさせていただきます。

職員の人事評価に当たりましては、勤務成績に加えまして、ハラスメント行為を含むコンプライアンス全般、服務規律など、行動、姿勢につきましても評価項目として上司が評価を行っております。

ハラスメント事案などで懲戒処分等を受けた場合には、昇給の抑制やボーナスの減額など、処遇面にも反映しているところであります。

また、管理職への登用など、昇任に際しましては、本人の能力や適性はもとより、直近の人事評価やハラスメントを含めたサービス態度などから総合的に判断しております。

なお、管理職の能力の評価に当たりましては、業務の遂行力だけでなく、部下とのコミュニケーションや信頼関係の構築といったマネジメント面も重視しております。

あわせて部下が上司を評価する逆評価の内容から、潜在的なハラスメントの可能性を確認しまして、人事異動の参考とするなど、ハラスメントのない、心理的安全性を高める職場づくりにおきまして、多角的な観点から評価を行う運用としているところでございます。

続きまして、2点目でございます。

ハラスメント事案が認定された場合の人事上の措置の明文化についてお答えを申し上げます。

ハラスメントが認定された場合、必要に応じて人事上の措置を講じるということにつきましては、平成29年度に策定したハラスメント防止ハンドブックというもので既に明文化されておりますが、今回の条例制定によりこのハンドブックを条例の第8条に定める職員に対する指針として位置づけることによりまして、法的な根拠を持たせることとしております。

管理職登用への影響など、措置の具体的な内容については、ハラスメントに至った背景や程度、被害者の状況など、個別の状況を総合的に勘案する必要があるため、一律の基準を明記することは難しい面がございます。

一方で、人事上の措置を具体的に示すことがハラスメントの抑止や被害を受けた職員の不安軽減につながる可能性もございますので、来年度に設置予定の福井県コンプライアンス委員会におきまして、外部有識者の意見を聞きながら、どこまで具体的に明文化できるか検討してまいりたいと考えております。

3点目でございます。

被害を受けた職員の救済措置についてお答えさせていただきます。

本県では先ほど申し上げました福井県ハラスメント防止ハンドブックにおきまして、相談窓口として人事課及び任命権者から独立した機関である人事委員会を案内しておりますとともに、実務上におきましても、職場環境改善の指導のほか、加害者との切り離しが必要なケースでは配置転換などの措置も講じているところでございます。

また、復職の支援などに関しましては、人事課とは別のフロアに健康相談室を設置しておりまして、保健師等の資格を持つメンタルケア専門員が家庭訪問や診療機関への受診に動向するなど、職員からの悩みや相談に丁寧に応じているところでございます。

こうした救済措置につきましてもハンドブックを第8条に定める指針として位置づけまして、法的な根拠を持たせるとともに、来年度設置予定の福井県コンプライアンス委員会におきまして外部有識者の意見を聞きながら、記載内容を適宜見直すこととしまして、被害に苦しむ職員に対し、引き続き丁寧に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。

議長／堀居君。

堀居議員／ありがとうございます。

今、るる御答弁いただく中で、少し前向きな御答弁かなというところを感じました。これは私の私見になって、繰り返しになりますが、どのような行為が、どのような人事の不利益、例えば管理監督者の登用制限などを招くのかというのを、基準自体を内部規定として明確に公表していくことで、ハラスメントを起こさせない大きな抑止力になっていくと思いますし、今後、加害者を生まないためにも、ハラスメント防止の骨格である条例施行に合わせてしっかりと機能する運用方針を速やかに策定、公表すべきことが組織運用の透明性を高めると考えますので、ぜひ一步踏み込んだ取組というか公表も含めて御検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、本県の持続可能な未来を支える労働力の確保と戦略的な外国人材の在り方について質問します。

今まで、私は一般質問の場において、外国人労働者の質の担保について議論させていただいておりましたが、今回は外国人労働者の数と今後の就労構造について議論をさせていただきたいと思います。

理由は、福井県の未来を担う産業の活性化と、そこに働く人の確保について、県民の皆様の切実なお声をいただいております、本県の将来の社会構造や産業成長に大きな影響があると考えており、知事のお考えを伺いたいと思っております。

現在、本県のみならず、全国の地方自治体において深刻な人手不足が叫ばれています。これを受け、本県においても今議会に提出されて多文化共生推進プランなど、将来に向けた外国人労働者の受入れ計画や共生社会の構築に向けた検討が進められていると承知しております。

しかし、私は労働力不足への対策を考える上で、絶対に忘れてはならない優先順位があると考えております。

それはまず、本県で暮らす日本人労働者、なかんずく社会の荒波で不遇を受けてきた就職氷河期世代の方々をはじめとする国内人材の掘り起こしと処遇改善でございます。

かつての厳しい経済状況下で、本人の能力や意欲とは裏腹に非正規雇用や不安定な就労を余儀なくされてきた就職氷河期世代の方々、今や40代、50代となり、社会の屋台骨を支える年齢に達し、また、本県の人口ボリュームゾーンであります。

本県にも現在、いわゆる就職氷河期世代、今年で39歳から63歳の非正規雇用の方々、令和4年度の国の調査で約3万1000名いらっしゃるということが分かっております。

この方々が培ってきた経験を生かし、正規雇用として安心して働ける環境を整えることこそが、地方自治体がまず一生懸命取り組むべき最優先事項ではないでしょうか。

安易に、人手が足りないから外国人に頼るという選択に流れてしまえば、国内の労働条件の改正は遠のき、結果として日本人の賃金が上がりづらくなるという悪循環を招きかねません。

そこで、まず伺います。

県は今後の労働力確保において、就職氷河期世代の非正規雇用の方々や働く意欲を持つ女性、高齢者といった国内人材の掘り起こしを、外国人材の検討よりも明確に上位の優先課題として位置づけているのか伺うとともに、もしそうであるならば、その決意と現在の国内人材に係る具体的な支援や国が就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議を設置して打ち出している支援策に係る本県の非正規雇用から正規雇用への就労支援対策について伺います。

その上で、外国人材の受入れ計画について議論をさせていただきたいのですが、労働政策課にお聞きしたところ、現在、本県が外国人労働者の受入れ必要数として参考になっているのはJICA、国際協力機構の推計ということですが、これは日本の成長を維持するためにこれだけの外国人が必要だという、いわば供給側の視点に立ったマクロな指標です。

しかし、私たちが直視すべきは、現場で実際に何人がどのような仕事で求められているのかという需要の実態です。

ここで大きな示唆を与えてくれるのが、経済産業省が今年2026年1月末に公表した2040年の就業構造推計改訂版です。

補助資料の御確認をお願いします。

この経産省推計は、デジタル化やAIの導入、そして生産性向上、省人化がどれだけ進むかを厳しく見積もっています。

つまり、かつて10人必要だった仕事が技術革新で5人で済むようになるという変化を予測しております。

この経産省の推計では、2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合、人口減少により就業者数は約6300万人となる中で、AI、ロボット等利活用やリスクリングなどによる労働需要が効率化され、人口減少による国全体の市場が縮小する背景もあり、全体で大きな労働力不足は生じないと結論づけております。

一方、理系人材などの職種や製造業、小売業などの業種によって需要のミスマッチが生じる可能性があるとしてもしております。

もし、この生産性向上の努力を怠り、古いやり方のまま外国人を呼び寄せれば、現場はいつまでも低賃金の労働構造から抜け出せません。

実際、現在でも日本の実質賃金は物価高とのギャップを埋められず、4年連続マイナスを記録しております。

それは、外国人の方にとっても、そして、そこで共に働く日本人にとっても幸せな未来とは言えません。

そこで伺います。

県はJICAの示す外国人労働者の必要数をただ受け入れるのではなく、この経産省の就業構造推計も参考にして、生産性向上による産業の効率化を徹底的に進めるとともに、県内企業における職種や業種によってどのような需給のミスマッチが生じているのかという、より峻別された緻密な分析を行い、県内企業の人手不足対策として外国人労働者の将来的な受入数を決めていくべきではないでしょうか、御所見を伺います。

これからの時代、外国人材はただの労働力ではなく、共に福井を豊かにするパートナーです。

彼らにとっても福井がスキルを生かし、人間らしく暮らせる場所でなければ、そもそも選んでもらえません。

そのためには企業がDXを進め、一人当たりの付加価値を高め、日本人にも外国人にも高い賃金を支払える構造をつくること、これこそが経産省が説く2040年への処方箋であり、本県が目指すべき姿だと考えます。

まずは日本人の働く場を守り、高める。

その上で、真に不可欠な領域に世界から優秀な人材を迎え入れる。

この順序を違えないことこそが県民の安心と信頼につながります。

県として、国内人材の活用と産業の高度化、そして、それらを保管する精緻な外国人戦略を今後どのように一貫性のある政策として統合していくのか、選ばれる福井を目指し、知事が掲げる全世代のレスペクトのお考えに基づく今後の知事の労働政策の方向性を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは、今後の労働政策の方向性についてお答え申し上げます。

今後の労働政策につきましては、県民が安心して大好きなふるさとで暮らしていけるよう、全世代へのレスペクトという考えの下、世代や性別、国籍を超えて、互いが尊重して能力を発揮できる企業、職場づくりを進めていきたいと考えております。

このため、労働力確保に関しましても、若者のUIターンの促進や女性やシニアの活躍促進などに注力してまいります。

加えて、働き方改革、これによる心理的安全性の確保、誰もが生産効率を上げられるようDXの活用、これも推進してまいります。

また、本県における深刻な人手不足の状況の中、法やルールに沿った外国人材の受け入れを進め、あらゆる人が働きがいを持ち、挑戦できる環境を整備してまいります。

これまで県では、県内人材の深掘り、県外人材の誘致、生産性の向上に取り組んできており、これは今申し上げた私の思いと同じ方向性であると考えております。

今後も引き続きこの3つの柱として労働政策を推進してまいります。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは2点、お答えをさせていただきます。

まず、人手不足対策の優先課題の位置づけと、国内人材支援策、それから氷河期世代の支援策についてお答えをさせていただきます。

県内企業の人手不足対策につきましては、今ほど知事の答弁にもございましたとおり、まず県内人材の深掘り、それから副業兼業人材や外国人など県外人材の誘致、それから生産性の向上、これらを3本柱として進めてまいったところでございます。

これらの方針につきましては、県内企業からは、できれば外国の方よりも日本人を採用したいというお声も多く聞いておりますことから、まずは県内人材の深掘りに重点を置いて

おりまして、女性やシニア、それから御質問にもございました氷河期世代などに最大限活躍していただくために、働き方改革ですとか職業紹介、あるいはリスキリングやスポットワークの活用促進など、多面的な施策を進めているところでございます。

特に氷河期世代につきましては、希望する就職ができず、非正規雇用などでポテンシャルを生かし切れない方々も多くいらっしゃいますことから、今回、合同企業説明会やオンデマンド講座の開催、企業における氷河期世代の育成支援などの施策パッケージに係る予算といったものを今回計上させていただいております、こうした施策によって国内人材の最大活用を進めていきたいと考えております。

それから、次に県内人材の人手不足対策としての外国人材の受入について申し上げます。県の長期ビジョンで設定しております福井で働く外国人労働者数の目安につきましては、JICAの報告書の推計を基にしておりますけれども、県におきまして、県内経済の成長を維持するために企業が必要とする外国人材を独自に試算し直したものでございます。県といたしましては、県内企業の人手不足解消に向けまして、デジタル化やAIを使った生産性の向上等にこれまで以上に取り組む一方、職種や業種ごとに業界団体や企業等のお声を聞きながら、県内企業の人材需要の傾向を把握し、有効な施策について不断の検討を進めてまいりたいと考えております。

議長／堀居君。

堀居議員／一点、提言といいますか、今の外国人労働者の受入れの御答弁を受けて、本県独自の戦略の必要性という観点で一点提言させていただきたいのですが、今、外国人労働者の受入数は基本的にはJICAの推計を参考にしていて、県独自でもいろいろ調査はしているということなんですが、皆さんも感じていらっしゃると思いますが、最近のテクノロジーの進化の速さというのは物すごい状況でございまして、AIなんかの技術というのも半年くらいで物すごい変化をしている状況であります。

そういった中で、本県の産業構造というのは繊維、メガネ、機械、電子部品、エネルギー、産業、本当に独自の産業構造というのがありますので、そのJICAの推計だけじゃなくて、今回御紹介させていただきました経済産業省の推計を参考させていただくとか、一過性ではない確実なデータに基づいて本県独自の中長期的な外国人労働者の受入れ、知事もおっしゃったようにルールや法律に基づいて、今それなりのスパンで外国人労働者の受入れの数というのを目標としていらっしゃると思うんですが、改めて直近、いろんな時代やテクノロジーの変化がある中で、再度、県独自の戦略というか、抽象的な県の方向性というのを御検討いただきたいなと思っているところでございます。

次に、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、本県の発信力強化について伺います。

知事は現在、個人のSNS、インスタグラムにおいて約6万6000人のフォロワーを有し、福井県の魅力発信に積極的に取り組んでおられますし、私も拝見しており、素晴らしい取組と考えております。

この発信は行政の広報とは異なる人の言葉として届き、極めて高い共感性と拡散力を持つ

ものであり、本県にとって大きな資産であると評価しております。

一方で、県は来年度予算に外部人材を活用した発信力強化事業を計上し、SNSを含む広報予算を措置し、発信力の強化を図る方針が示されております。

そこで重要となるのは知事個人の発信を一過性のものとせず、県公式の広報戦略と連動させ、持続的な県の資産として活用していく仕組みづくりであります。

他県におきましては、トップの発信と公式アカウントを連携させることにより観光誘客や地域ブランドの向上に成果を上げている事例が見られます。

例えば、鳥取県では知事の発信を契機として、〇〇県シリーズなどの話題が全国に拡散し、その後県公式のキャンペーンとして展開することで地域ブランドの確立につなげております。

鳥取県の事例においては、第一にトップの発信を話題創出と位置づけ、第二に公式アカウントがそれを制度的に回収し、第三に県民や来訪者の投稿を巻き込む、いわゆる三層構造の運用がなされている点であります。

そこで本県の発信もこの三層構造を運用すべきと考え、次の2点を提言いたします。

第一に知事個人アカウントと県公式アカウントを連携させ、知事の投稿を契機とした県公式が速やかに引用、補足情報を発信し、多言語展開や観光情報への動線を設けることで、単発の発信を政策的な広報へと昇華させるべきと考えるとともに、知事発の統一ハッシュタグを活用した県民参加型広報の構築として、知事が提示したハッシュタグのもと県民や観光客の投稿を公式アカウント等が紹介、特集することで、発信の主体を行政からさらに県民へと広げ、共感と拡散を生む広報へ転換すべきと考えますが御所見を伺います。

第二に、知事による動画配信と公式アーカイブの連動であります。

現地で撮影した動画は臨場感と信頼性を生み、現在、知事も臨場感のある動画配信を行われていますが、これを公式アカウントで体系的に保存、再編集し、観光、産業、防災などのコンテンツとして蓄積することで、本県のデジタル資産として活用することが可能となりますが、御所見を伺います。

また、知事は外務省出身で、在メルボルン副領事等を歴任されるなど、本県歴代知事の中で随一の国際感覚と語学力を備えておられると考えます。

現在、県では外国人レポーターの活用を進めていますが、欧米圏へのさらなる浸透には、知事自らが英語でトップセールスを行うことが最も効果的と考えます。

そこで、知事の国際経験を生かしたインバウンド戦略として、恐竜博物館や永平寺、越前がに、三方五湖といった本県のキラーコンテンツを、知事自身の言葉でSNSや海外メディアへ直接発信し、世界に福井を売り込むことにより、知事の強力な発信力を増え続ける訪日観光客を本県に呼び込む起爆剤としていくべきと考えますが、御所見を伺います。

最後に、防災の観点から申し上げますと、平時に公式アカウントにおいてフォロワーを獲得しておくことは、有事における情報伝達力の向上、ひいては県民の生命を守る基盤となるものであります。

SNS広報は単なるPRではなく、災害時の情報インフラとしての側面もありますので、ぜひ積極的な検討をお願いし、質問とさせていただきます。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、本県の発信力強化につきまして知事個人の投稿を契機として、県公式アカウントが速やかに引用、補足情報発信するなどといったことをやってはどうかということについてと、知事の動画を公式アカウントで保存、再編集することでデジタル資産として活用が可能ではないかという御質問、2つ合わせて答弁をさせていただきたいと思えます。

県では公式アカウントとして、LINE、インスタグラム、X、フェイスブック、ユーチューブを有しております、日々県内外へ政策やお知らせなどを発信しているところでございます。

今、議員から御提案いただきました知事の個人アカウントにおける投稿を契機とした引用や補足情報の発信につきましては、子育て、あるいはUIターンの政策など、県民の皆さんの暮らしに役立つ情報を提供するという県公式SNSの方針とマッチするものを中心に、リポスの機能を使った発信に努めてまいりたいと考えております。

また、県公式アカウントに知事の提示した統一ハッシュタグによる投稿を紹介、特集することや、知事の投稿を保存、再編集することにつきましては、肖像権の問題、あるいは政治家としての知事への支援と見なされることもあるために、今後活用が可能か慎重に検討を重ねてまいりたいと考えます。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは1点、インバウンド誘客への知事の発信力の活用についてお答えを申し上げます。

本県へのさらなるインバウンド誘客におきまして、旅行先で選ばれるためには、旅行に出る前、旅前のプロモーションを強化する必要があります。

知事のSNSでは海外在住者と思われる方からも外国語で直接コメントが届いております、議員御指摘のとおり、この発信力をインバウンド誘客にも可能な限り活用してまいりたいと考えてございます。

ただ、やり方につきましては、今ほど総務部長からも申し上げましたとおり、知事個人のアカウントの活用につきましては慎重な対応が必要な部分もございまして、ふさわしい発信の在り方についてはよく検討してまいりたいと考えてございます。

また、県では、県内事業者とともに、海外旅行会社を訪問する営業活動も強化しておりますが、知事からは就任直後から自ら外国語で福井を売り込む機会を持ちたいというお話もいただいております、これら知事のトップセールスも含めまして、現地旅行会社と関係を深めまして、本県への旅行商品造成を強力に働きかけてまいりたいと考えてございます。

議長／堀居君。

堀居議員／御答弁ありがとうございます。

知事の本当に発信力のある、さらにこだわりを持たれている届く伝わる発信、まだ時間ございますので、再質問として知事にこれからこの大好きな福井を国内外に発信していく意気込みと、もし知事として個人的なものでもいいんですけど、SNS戦略というものがあれば少し伺いたいなと思いますが、よろしく願いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／意気込みについてですけれども、これは先生が御指摘のとおり、まず情報発信の重要性ということで、私自身も、これまで届く、伝わる情報発信、情報改善(?)ということで申し上げてきましたが、本当にそれは県内外のみならず、やはり国外の方々もインバウンドの増加、多くの方々に、世界中の方々に福井の魅力、すばらしさを知ってもらいたいという観点から、このインバウンド増加を狙った情報発信、届く伝わる情報発信ということで、しっかりとこれは私自身、重要性として意義ですね。

私の発信、影響力ということは今後も強化していきたいと感じております。

運用面というか、どのようにしていくかということに関しましては、現在、担当の方々から、そのテクニカルな部分につきましては慎重にやらなければならないという発言も、趣旨もありましたように、私としてもそこは少し慎重にやっていきたいと、検討してまいりたいなど。

ただ、しっかりと先生御指摘のとおり、情報発信、しっかりと私自身も当事者として、知事としてやっていけるよう、不断の努力をしていきたいと考えております。

議長／堀居君。

堀居議員／知事の強力な発信力を期待しまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長／以上で、堀居君の質問は終了いたしました。ここで、休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中宏典君。

田中（宏典）議員／自民党福井県議会の田中宏典でございます。

まず、今定例会の冒頭で勤続15年の表彰と、あわせて知事からも感謝状をいただきました。

これまで御支援をいただきました多くの皆様方に改めて感謝申し上げたいと思います。

東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故からまもなく15年を迎えます。

平成22年8月に補欠選挙で初当選をさせていただき、翌年の統一地方選挙直前に東日本大

震災が発生しました。

福島第一原子力発電所の事故を目の当たりにし、大飯郡の皆さん方からは大飯発電所は大丈夫か、高浜発電所も同様にならないか、自分たちの生活はどうなるのか、そのような多くの意見をいただき、原子力発電所と皆さん方の生活は必ず守ります、安全と安心は必ず守っていきますとお約束をし、その一心でこの15年間、議員活動を続けてまいりました。高浜町役場職員、高浜町議会議員、そして県議会議員として40年余り地方行政に関わってまいりました。

今後もその経験を生かして、議員の職責を果たしてまいりたいというふうに思っております。

それでは、事前の通告に従いまして質問と提言をいたします。

初めに、福井県の人権政策について伺います。

全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。

これは世界人権新宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人の尊重並びに生命、自由及び幸福追求に対する権利の尊重を定めている日本国憲法の理念とするところである。この理念の下、私たち一人一人が互いの尊厳を認識し、互いの権利を尊重し合う人権尊重の社会をつくり、もって、より豊かな故郷、福井県を築くことは私たちの願いであり、責務でもある。

しかしながら、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権侵害に関する問題は依然として存在しており、さらに国際化、情報化、少子高齢化等の進展に伴い、新たにに取り組むべき課題も生じてきている。

ここに私たちは人権尊重の社会づくりに不断の努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

これは平成15年4月に施行された福井県人権尊重の社会づくり条例の全文であります。

本県では、平成11年11月に人権教育のための国連10年への取組を総合的に推進し、人権の尊重、養護施策を推進するための本県の人権行政指針として、人権教育のための国連10年福井県行動計画を策定するとともに、人権教育のための国連10年福井県行動計画推進本部を設置しました。

また、同年12月には人権尊重の地域社会の構築を目指す福井県宣言を行いました。

その後、国が策定した人権教育啓発に関する基本計画等の内容を踏まえ、平成15年2月に県行動計画を改定し、また人権問題を県民全体の問題として取り組み、人権尊重の社会づくりを実現するため、平成15年4月には福井県人権尊重の社会づくり条例を施行し、本県の人権施策を総合的に推進するための基本指針として福井県人権施策基本方針を定め、啓発活動の中心に人権教育を進めてきたと理解をいたしております。

まず、石田知事の人権に対する御見識と、これまでの福井県の人権施策について所見をお伺いしたいと思います。

県が人権施策基本方針に基づいて、人権教育や啓発活動については一定の評価はいたします。

令和4年度に実施された人権問題に関する県民意識調査を拝見すると、まだまだ課題はあるように感じております。

また、県人権センターが実施しているインターネット上の悪質な書き込み等を収集するインターネットモニタリングの令和6年度の報告でも有害な内容の書き込み件数は、部落差別や在留外国人に対するものが38件あったと報告されております。

平成15年の福井県人権尊重の社会づくり条例制定以降の成果と課題、県内の差別事案の現状について所見を伺います。

今回の前知事によるハラスメント事案については、御本人の資質、人権意識の欠如が大きな要因であるというふうに考えます。

本県の人権の尊重、養護政策を牽引すべき県がこのような事態を見逃していたことにも一因はあるのではないのでしょうか。

条例には県の責務として県行政のあらゆる分野において人権政策を積極的に推進するものとする、県民及び事業者の責務として人権に対する理解を深めるとともに、自らが人権の尊重の社会づくりの担い手であることを認識して、家庭、地域、学校、職域、その他の社会のあらゆる場において常に全ての人の人権の尊重を念頭において行動し、及び県が実施する人権政策に積極的に協力するものとするに記載されております。

県の責務は十分に果たせていたのでしょうか。

現状の県庁では、県民や事業者に要請することは難しいというふうに考えます。

私は昭和58年に高浜町役場に奉職をいたしました。

最初の1週間は、配属にかかわらず同和研修、今で言いますと現在の人権研修という形で人権意識を持つことの重要性、必要性を理解し、その意識を持つことができたというふうに今でも思っております。

県庁内における人権教育や啓発の現状と、今後の対応について所見をお伺いいたします。平成15年に定めた福井県人権尊重の社会づくり条例には、総則のほか、人権政策を推進するための仕組み等について規定はございますが、具体的な人権政策に関する規定や個別の人権分野に関する規定が盛り込まれておりません。

他県の条例にはこのような規定も盛り込まれており、人権擁護、人権尊重の重要性を感じ取ることができます。

今定例会にはハラスメント防止条例が提案されておりますけれども、福井県人権尊重の社会づくり条例と福井県人権政策基本方針を見直し、県の人権政策を強化する必要があるというふうに考えますが、御所見をお伺いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／田中宏典議員の一般質問についてお答え申し上げます。

私からは、人権に対する見識と、これまでの人権政策についてでございます。

私は、これまで海外で生活する機会があり、貧富にかかわらず、人の尊厳は常に守られるべきだと、また、異なる背景を持つ人々が対等に意見を交わす社会、その在り方が重要であるといったことを目の当たりにしてきました。

県においては、福井県人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権尊重の社会をつくるため、福井県人権施策基本方針を定め、変化の激しい人権課題にあわせて毎年見直しをし、様々

な人権教育や啓発活動などの努力を重ねてきたところでございます。

これからも年齢、性別、障害の有無、国籍等々にかかわらず、全ての県民が尊厳を持って安心して暮らせる環境づくりを、県だけでなく市町と一体となって連携して進めてまいりたいと考えております。

議長／総務部長服部君。

服部総務部長／私からは、県庁内での人権教育や啓発の現状と、今後の対応についてお答えを申し上げます。

県庁職員に対する人権教育については、指定された年齢や役職の職員を対象とした階層別研修の中で、地域福祉課、人権室による対面研修、または動画の視聴による研修の受講を義務づけております。

研修では、講義資料に加えまして、人権ハンドブックを配付し、部落差別解消の概要や成立の背景、性的マイノリティーの状況などについて、法律の解釈、説明だけではなく、具体的な事案等を交え、県職員として必要な知識、理解を求めるものとなっております。

なお、この研修動画は庁内イントラネット上で全職員がいつでも視聴ができるようになっております。

また、福井県人権センターにおきましては、県庁職員からの日々の業務を進める上で求められる人権への配慮に関する相談に応じてアドバイスを行っているところでもございます。議員から御指摘のありましたとおり、ハラスメント行為も重大な人権侵害の一つであると認識しております。

今後、ハラスメント防止研修の強化を進める中で、人権尊重の視点についても徹底しまして、職員一人一人の人権意識を一層高めてまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、条例制定以降の成果と課題、差別事案の現状についてお答えいたします。

人権施策については、毎年高校生への拉致問題、出前授業や福井ブローウィングズなど公式試合でいじめ防止の啓発など、これから社会を担う若年層の方を含め、啓発活動に注力いたしております。

令和4年の県民意識調査では、人権の侵害を受けたことがある人の割合が26.5%と前回、平成27年度の30.6%から減少しており、一定の成果が現れているものと考えております。一方で、近年はスマートフォンの普及等に伴い、インターネット上での特定の個人や不特定多数の人に対する誹謗中傷や差別的な書き込みが新たな人権侵害として深刻な問題となっております。

このため、モニタリングを実施し、被害者に寄り添って相談に応じるとともに、プロバイダに対して不適切な書き込みの削除要請をしているところでございます。

今後、こうした差別の現状に対する県の取組を通じて、県民に対して人権意識の啓発を進

めてまいりたいと思っております。

続きまして、条例と基本方針の見直し、県の人権施策の評価についてお答えいたします。本県では、平成15年に人権教育、人権啓発の推進を掲げた福井県人権尊重の社会づくり条例を制定いたしております。

具体的な人権施策に関する規定や個別の人権分野に関する規定は盛り込まれておりません。全国の包括的な人権条例の制定状況を見ると、具体的な人権施策に関して、三重県や佐賀県では、条例において助言、説示、あっせん、勧告及びこれらの状況の公表など、行政指導が規定されており、個別の人権分野に関しては、東京都ではLGBTの理解促進やヘイトスピーチの解消について規定がされているところがございます。

一方、本県では昨年の10月に差別事案の初期対応マニュアルを独自に作成し、職員が事案に直面した際、加害者に***するなど、他県の条例と同様の対処をすることとしております。

今後、昨年4月に改定された国の情報流通プラットフォーム対処法やマニュアルの運用状況を踏まえ、加えて個別の人権分野に関する規定も含め、人権条例の改正の必要性について検討してまいりたいと考えております。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／ぜひ見直しをお願いしたいというふうには思いますが、今ほど総務部長からの御答弁でハンドブックのお話がありました。

実はこのハンドブックの中にセクハラの条項がございます。

そういったものも全く効果がなかったんであろうなと思っております、現時点では。

といいますのも、やはりデジタルの社会の中で言ったいろんな話、今はどうしてもSNS等に目が行きがちですけれども、現実の問題、やはりアナログの形の中で差別事象というのは県内でもなくなっていないというのも現状であり、なかなか相談するところもないという状況もありますので、また、指導的立場におられるはずの知事がこのような事件を起こされたということでもありますので、しっかりとそのあたり、もう一度研修の中身、または熟度というものも習熟度というものも確認をしながら庁内の研修というものは進めていただければありがたいなというふうに思います。

一点だけ、私が若い頃、青年問題研究会、同和問題研究会というものが三方青年の家でございました。

全県下から20代の若者が集まって研修をしたんですけども、そのときに嶺北からの参加者の方で我々は周りの童話問題ないんですよと、人権問題ないんですよと、だから全然分かりませんというふうにおっしゃったんですね。

そのとき助言者で来ておられた方が、知らないことが罪なんですよと。

しっかりとそれは表に出して、こういうことがありましたと、こういうことが本当のことですよということを、やはりそれはやっていかなければならないというふうに思いますし、見えないところでいろんなことが起きているということをも前提にいろんな対応をしてもらう必要があるのかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

こればかり言っています。

次の質問に間に合わないのでやらせていただきます。

次に、原子力政策についてお伺いをいたします。

これから私が申し上げることについては繰り返し申し上げることでもありますけれども、石田知事が御就任されて最初の一般質問でありますので、知事の御所見を伺っていききたいというふうに思っております。

提案理由で原子力政策については、エネルギーの安定供給や脱炭素社会の実現など、国の根幹に関わる重要な国策であり、福井県は半世紀以上にわたり、この国策に協力してきた立場であります。

引き続き、本県の原子力行政三原則である安全の確保、地域住民の理解と同意、地域の恒久的福祉の実現を基本に、県議会の御意見を伺いながら、安全を最優先として原子力の様々な課題に対応してまいりますと説明をされました。

御就任されてから報道などを見ておられますも、事務方の皆さん方の原稿どおりに非常に安全運転をされているという印象であります。

日本の原子力の始まりは昭和30年、原子力基本法が制定されたときに始まり、自由民主党と日本社会党が共同提案した法案の説明の中で、当時の中曽根康弘衆議院議員は、日本に原子力国策を確立する場合において、いかなる点を考慮すべきかということ、まず国策の基本を確立するということが大事である。

国家が不動の体制を持って全国民協力の下、この政策を長期的に進めるという体制を整えることが大事であると述べられております。

福井県の原子力の歴史は昭和32年4月、福井県原子力懇談会が設立されたことによりまして始まり、原子力の平和利用を促進し、県内の産業振興を図るため、国や関係機関に誘致活動を展開し、それぞれ経緯は違いますが、4市町に原子力発電所が立地され、今日まで継続してまいりました。

現在、7基の原子炉の廃止措置が進められておりますが、国のGX実行方針やエネルギー基本計画を踏まえると、今後も原子力の開発、平和利用を推進していく必要があるというふうに考えております。

高浜原子力発電所2号機は昨年11月14日、営業運転から50年を迎えました。

現在、運転中の中では、高浜発電所1号機に次いで2期目の50年を超える原子力発電所となりました。

12月定例会でも申し上げましたが、これまでの50年を総括し、次の50年をどう向き合っていくのか、立地の住民、議員としては大変重要な時期であると考えております。

立地地域の住民の皆さんの声をしっかり受け止め、原子力政策、行政の方向性を示すことが私たちの責務であるというふうに考えております。

国の原子力政策の在り方、原子力の平和利用、原子力発電の必要性について知事の御所見をお伺いいたします。

日本の原子力開発はアメリカとの協定を通じて進められ、当初、日米原子力協定はその枠組みを設けるものであります。

1955年に結ばれた研究協定、次に協力の範囲を動力炉まで拡大いたしました。

1958年、いわゆる一般協定、商業用軽水炉導入のための包括的な1968年協定、そして現行の1988年協定であります。

こういったそれぞれの協定は、日本のエネルギー供給に大きく寄与してきたことは言うまでもございません。

日米原子力協定は正式名称が原子力の平和利用に関する協定のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定であり、別名サイクル協定とも言われているように、核燃料サイクルが中心課題であります。

これに対して包括事前同意制度が認められております。

この協定、条約については、外務省に在籍されていた石田知事は十分に御認識をされているというふうに思いますが、日本が原子力発電を続けていくためには必要不可欠な協定であり、核燃料サイクルを確立し、使用済燃料から抽出されるプルトニウムをプルサーマルや高速炉等で消費し、厳格に管理していくことが求められております。

昨年策定された第7次エネルギー基本計画では、核燃料サイクル廃炉最終処分といったバックエンドプロセスの加速化、次世代革新炉の研究開発等をも進めることが明記されました。

また、原子力政策を進めていく上で使用済燃料の取扱いや高レベル放射性廃棄物の処分など、バックエンド対策についても大きな課題であります。

私の地元でも様々な意見が出てきております。

また、昨年11月10日に開催された全国原子力発電所所在市町村協会の全体会議においても最終処分地選定プロセスの見直しや地域への支援制度など、立地地域が抱える様々な課題について意見交換が行われました。

核燃料サイクル政策の確立と高速炉開発の必要性、また、高レベル廃棄物の処分など、バックエンド対策について知事の御所見をお伺いいたします。

平成24年の東日本大震災直後の大飯3・4号機の再稼働や新規規制基準の下での高浜3・4号機の再稼働については、私自身、原子力発電と地域の未来を信じ、住民の皆さんとともに様々な困難に立ち向かってまいりました。

この2つの再稼働が実現しなければ、現在の原子力政策はなかったというふうに考えています。

このことを全電力事業者はもとより、国、県はもっと理解をし、施策を講じる必要があるというふうに思います。

知事は本県の原子力行政三原則である安全の確保、地域住民の理解と同意、地域の恒久的福祉の実現を基本に県議会の意見を伺いながら、安全性を最優先として原子力の様々な課題に対して対応してまいりますと提案理由で述べられておりました。

安全の確保につきましては、国や事業者の努力によりまして一定程度の確保はされているというふうに思いますが、地域住民の理解と同意、地域の恒久的福祉の実現については継続して取り組むべき課題であり、少子高齢化やコロナ禍等で停滞している課題も幾つかあります。

原子力政策は立地自治体、そしてその地域の住民の理解と同意がなければ進めていけない課題であります。

県や事業者の対応についても、もっと先を見据えた取組が必要であるというふうを考えております。

福井県の原子力政策に関する対応の評価と今後の対応について、知事の御所見をお伺いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／まず、国の原子力政策の在り方、平和利用、原子力発電の必要性についてお答え申し上げます。

国の原子力政策の在り方については、原子力基本法において平和目的と安全確保を基本方針とし、国民理解や地域振興等を国や事業者の責務と定めて定めているところでございます。

また、その政策の具体的な方向性は、おおむね3年ごとに改定されるエネルギー基本計画で定められていると認識しております。

現在の第7次計画では、DX等の進展による電力需要増加が見込まれる中、再エネ、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが必要不可欠等の考えを示しており、原子力の将来像が一定程度、明確にされたものと認識しております。

県としては、安全が最優先であり、事業者の安全投資や人材確保を進めるためにも、国はカーボンニュートラル実現を目指す2050年以降も見据え、原子力の将来像をより明確にする必要があると考えております。

その上で、原子力基本法やエネルギー基本計画等に基づき、責任あるエネルギー政策を着実に実行していく必要があると考えております。

次に、核燃料サイクル、高速炉開発、高レベル放射性廃棄物の処分など、バックエンド対策に係る所見について申し上げます。

核燃料サイクルについては、エネルギー基本計画において、我が国の原子力政策の基本的方針とされており、国は確実に実現する必要があるとございます。

また、高速炉につきましては、高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度低減や資源の有効利用等に資する核燃料サイクルの効果をより高めるものと承知しております。

国は戦略ロードマップに基づき開発を進めており、実証炉について2028年度頃の基本設定への移行判断、21世紀中ば頃の運転開始を目途としております。

県としては、国のこうした動向を引き続き注視してまいります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分につきましては、避けて通れない国家的課題でございまして、これまで電力供給の恩恵を受けてきた国民全体で解決しなければならないものと認識しております。

国は最終処分の実現に向け、政府一丸となって取り組む必要があると考えております。

県としては、国が責任を持ってこうしたバックエンド対策を進めるよう、引き続き強く求めてまいります。

次に、福井県の原子力政策に関する対応の評価と今後の対応についてでございます。

福井県は半世紀以上にわたり、県原子力行政三原則を基本に、原子力の様々な課題に対応してまいりました。

具体的には、安全の確保につきましては、全国に先駆けた原子力専門部所の設置や独立的、専門的な委員会による評価など、安全を国や事業者任せにせず、県自らが事業者を監視し、発電所の安全確保に努めてまいりました。

また、地域住民の理解と同意につきましては、地域や団体の代表者で構成される県原子力環境安全管理協議会を昭和44年以来、四半期に一度開催し、また、県民の代表である県議会の議論や立地市町の意見を十分に伺いながら対応してまいりました。

地域の恒久的福祉の実現につきましては、これまで電源三法交付金や核燃料税を活用して社会インフラの整備や防災対策等を実施してきており、現在は嶺南Eコースト計画や共創会議における取組も進めております。

こうした取組を通じて、国策である原子力政策に協力し、電力消費地である関西圏をはじめ、我が国全体の経済と社会の発展に貢献してきたと認識しております。

私は、原子力は福井県において大変重要な課題と認識しており、引き続き県原子力行政三原則に基づき、県議会や立地市町の意見を十分伺いながら、安全を最優先として様々な課題に慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上になります。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／知事の声で知事の気持ちというものをお聞きしたくて繰り返し聞いていることで聞かせていきました。

実は昨日も地元の首長さんや議員さんたちと色々なお話をされていて、明日こういう質問をしますよということで、ぜひ知事の考えを聞いておいてくれと言われてました。

先ほども日米原子力協定の中で触れましたが、やはりサイクルというのは絶対やめてしまうと日本は原子力発電ができなくなりますので、今、乾式の***貯蔵であることとか様々な議論がなされておりますけれども、国としては絶対止めるわけにはいかないので、それに対して、福井県も今、使用済燃料を持っている、また、実際に原子力発電所を動かして、その利益とは言いませんけれども、恩恵を享受している状況の中で、積極的に、前向きに原子力政策に協力していくという姿勢、監視は当然必要ですし、国に対して厳しいことを言う、事業者に対して厳しいことを言うことも当然これは必要なのですが、やはり前向きに取り組んでいくという姿勢も必要かと思えます。

鶏、卵の話になると思いますが、私の考え方、私ども地元の考え方として、原子力発電が安全に進めていただければ、地域振興はしっかりそこでやっていく、事業者にも***、今、定検の簡略化や簡素化ということで、かなり地元に対する仕事の発注が落ちている状況の中で、やはりその地域の中でサプライチェーンをしっかり守って原子力発電所を守っていくという、こういうところを守っていかなければ将来の原子力発電所を守ることができないというふうに思いますので、ぜひそういったことも事業者にお願いをしていただきながら、地域の安全を守るということを最優先に、そのことが経済を守る

ということになっていくというふうに思いますので、お節介かもしれませんが、私からの意見としてお聞きいただければありがたいと思います。

次に、人口減少対策についてお伺いをしていきます。

昨年3月に改定された福井県長期ビジョンにつきましては、日本の総人口は2008年をピークに減少局面に入っており、2020年国勢調査の確定数を出発点とする国立社会・保障人権問題研究所の新たな推計では、2040年には1億1284万人になると見込まれておりますと記載をされております。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の推計結果のポイントでは、総人口は50年後に現在の約7割に減少し、65歳以上の人口がおよそ4割を占める、前回の推計よりも出生率は低下するものの、平均寿命が延伸し、外国人の入国超過増により人口減少の進行は僅かに緩和とされております。

今、日本が抱える少子高齢化、人口減少問題についてどのように捉えておられるのか知事の御所見をお伺いします。

実行プランでは、福井県では2000年の82.9万人をピークに減少を続けており、2040年には63万9000人程度に減少すると推計されております。

学びの場や働きやすい職場づくり、貧困生活への経済的支援の充実などの取り組んできた結果、婚約的や合計特殊出生率はともに全国上位を維持しております。

しかし、親世代の減少や未婚化などにより、出生数は減少を続け、今後も自然減拡大の傾向が続くと見込まれております。

また、子育て環境のよさといった本県の魅力を積極的な発信などにより、移住定住を促進してきた結果、県や市町の支援を受けてU I ターンした人が、新ふくい人は毎年過去最高を更新してきております。

しかし、転出者が転入者を上回る社会減は続いており、特に進学や就職に伴う20代の転出超過が多いことから、次の親世代の減少につながる悪循環となっております。

これは大学や企業の都市部への集中といった社会構造にも大きな課題があると考えられますと記載されております。

これまで福井県が実施してきた人口減少対策について、評価課題について御所見をお伺いします。

人口減少問題は一朝一夕に解決できるものではありません。

知事が言われているように、10年、20年、もっと長いスパンで対応していかなければならない課題でありまして、最重要課題であるというふうに思います。

実行プランでは、結婚や出産、子育ての応援や将来のU I ターンも含めた進学就職の選択肢の拡充など、長期的に人口を安定化させる定常化戦略を進めながら、多様な人材の活躍やデジタル技術の活用、農山漁村の活性化、地域コミュニティ力の強化などにより、人口減少社会においても地域経済の成長や暮らしの質の維持向上を図る適用戦略も必要であると記載されております。

令和8年度の当初予算案でも子ども子育て応援としてふく育県の施策の一層の充実を図るため、子育てに関わる当事者や市町の意見、県議会との丁寧な議論を積み上げ、市町協働、部局連携で3つの方向性から検討を進めてきた、新たな政策を当初予算案に計上し、これ

まで以上に手厚く、切れ目のない子育て支援を実行していくとともに、本県の子育て環境のすばらしさを県内外に積極的に発信してまいります。

また、今後も子育て当事者や市町の意見等を丁寧に伺いながら、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備に向けて、子育て施策のさらなる拡充に取り組んでいく、また経済対策でも、若者や子育て世代の定着にもつながる付加価値の高い企業の誘致を進めていくと説明されました。

選挙戦でも、子育ての支援のさらなる充実を訴えてこられたというふうに思っておりますが、今後の定住化戦略のさらなる充実と適応戦略についてどのようにお考えになっているのか御所見をお伺いします。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは、日本が抱える少子高齢化、人口減少問題についてお答え申し上げます。

東京で働いていたときからコロナ禍以降の経済の力強い回復で、都市圏の人材確保や東京一極集中が加速し、地方の人口減少がより深刻になったと感じているところでございます。高市総理は就任直後の所信表明で、日本の最大の問題は人口減少であると発言されましたが、私も同じ思いでございます。

我が国の人口減少は、少子高齢化に加え、進学や就職を機に都市部に人口が集中する社会構造に問題の根幹があり、国は、まずは国が本腰を入れて取り組んでいただきたいというふうに考えております。

日本の国力を維持、強化するためには、出生率が高い地方に、人や企業、大学などを分散配置する分散型国家の構築が必要であると考えております。

全国知事会でも、地方と連絡を密にし、総合的な戦略を強力に講じるよう提言しているところでございます。

大学定員の偏在是正や地方への企業移転等々、引き続き、志を同じくする知事とともに国に対し、訴えていきたいと考えております。

もとより、県としましても、若者が働きたいと思える仕事の創出や職場づくり、さらなる子育て支援、教育の充実を図り、若者や子育て世代に選ばれる地方の実現に全力を尽くしてまいります。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは2点、お答えをいたします。

まず、人口減少対策についての評価と課題についてお答えをいたします。

人口減少が進む要因といたしまして、若い世代、特に女性の県外流出による将来の親世代の減少があるということでございます。

県ではこれまでふく育県を掲げまして、第2子以降の保育料の無償化でありますとか、男性育休の取得促進など、手厚い子育て支援を進めてまいりました結果、令和6年の合計特

殊出生率が全国2位ということで上昇いたしております。

また、移住支援金でありますとか、交通費助成等によりまして、新ふくい人が子育て世代を中心に増加するなど、これまでの対策が一定の成果に結びついていると考えております。一方、若い世代を中心に毎年2000人以上の転出超過が続いております。

やはり人口減少に歯どめがかかっていないという状況でございます。

若い世代の定着には魅力ある仕事の創出に加えまして、多様な価値観が受け入れられる環境づくりが課題であると認識をしております。

そこで県といたしましては、県立大学の新学部の設置でありますとか、高付加価値企業の誘致など、若者が地元就職、進学したいと思える環境づくりでありますとか、性別、役割分担意識に関する企業や地域の取組を強化いたしまして、若者、女性に選ばれる福井の実現を目指していきたいと考えております。

続きまして、今後の定住化戦略のさらなる充実と適応戦略についてお答えをいたします。出生率の減少や転出増加が続く中、子育て支援や教育の充実あるいは魅力ある仕事の創出、移住、U I ターンの促進など、定常化戦略として、自然減、それから社会減対策をともに充実していくことが重要であると考えております。

当初予算におきましても、放課後児童クラブへの支援など、子どもを育てやすい福井の実現に向けた事業を盛り込んだところであります。

今後も県内大学進学者への授業料支援の検討をはじめ、子育て応援や若者の県内定着に向けた取組を強化していきたいと考えております。

これと同時に、人口減少が進む中においても、地域経済の成長でありますとか、暮らしの質の維持向上を図っていくことが不可欠であります。

今議会でお諮りしております県の公共施設等総合管理計画をはじめといたしまして、社会インフラの適切な維持管理、それからデジタルDXの推進、農山漁村の活性化、シニア世代の活躍の場づくりなど、適応戦略にも引き続きしっかり取り組んでいきたいと考えております。

人口減少という課題を新たな可能性と子どもは捉えまして、定常化戦略と適応戦略の両輪で持続可能な社会の実現を目指していきたいと考えております。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／人口減少のためには将来の不安を払拭するというのが最優先課題であるというふうに思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長／以上で、田中宏典君の質問は終了いたしました。

南川君。

南川議員／自民党福井県議会の南川直人です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

高市政権が発足し、責任ある積極財政の名の下に日本経済が発展していくことを期待している私も一人でございますけれども、一方、県内、いろんな企業がございますけれども、その中で現場に目をやると、大変厳しい状況で経営をされている経営者の皆さん、そして、中には静かに店を閉じる工場、あるいは商店等もあるように聞いております。そういったことも踏まえ、現場に焦点を合わせて県内の経済等々を質問してまいりたいと思います。

まず、大きな1番目、県内中小企業・小規模企業の現状と今後の課題について質問いたします。

福井県の中小企業については、84.1%という高い正社員の比率、これは令和2年度福井県における中小企業の労働事情からでございますけれども、そうした安定した雇用を誇る一方、近年では物価高騰によるコスト増や人手不足などにより経営の厳しさに直面しており、休廃業・解散が3年連続で増加しております。

7月24日付の福井新聞では、2025年度県内企業の倒産が10年ぶりに50件を超え、負債も6年ぶりに100億円を突破したと報じ、また、休廃業・解散についても3年連続で増加し、前年比4%増の394件となりました。

さらに、県内の休廃業・解散企業の代表者年齢は9割近くが60代以上であり、今後も少子化、高齢化の中、26年以降も増加する可能性が高いとしております。

また、低金利時代につくられたビジネスモデルや収益構造では対応できなくなっていると指摘し、赤字累積は法的整理につながりやすく、業績が停滞し、代表者が高齢の企業への早期アプローチが重要だとしています。

我が会派の代表質問でも賃上げなどの企業支援についてお聞きしましたが、今回、特に小規模企業の課題について質問をいたします。

資料1は税務課に毎年提供してもらっている資料になりますが、法人事業税における資本金別の県内法人数や課税所得などを年度別に示した表であります。

この資料によると、県内法人数は1万6000社あり、また、資料には記載がありませんけれども、県外に本店を有している法人も県内に約200社ほどあると聞いております。

令和5年度と令和6年度においては県内法人数の大きな減少は見ることができませんが、前回の12月議会で示された福井県が独自で実施している県内の景気動向を示す調査、福井街角景気速報のデータでは、景気の節目となる50という数値を、現状判断、先行き判断、ともに数か月連続で下回っている状況であり、県内企業の不安感が続いている状況であります。

そこで質問いたします。

民主・みらいさんの代表質問でもありましたけれども、県内企業の倒産や休廃業・解散が増加している現状を県としてどのように捉えているのか、また、最低賃金の上昇や経営者の高齢化などを要因として、今後の県内企業数の減少見通しについてもお伺いをいたします。

次に、令和6年度の県内法人数を見ると、合計1万5919社のうち、資本金100万円以下の小規模な企業が1万3502社で約85%、さらに1000万円未満の企業は9697社で約60%を占めております。

これらは一般的に零細企業と言われる企業である場合が多く、小規模企業であり、これは従業員数が小売業やサービス業などでは5人以下、製造業では20人以下の従業員で構成されています。

これらの企業は投資の余力もなく、必要なときに人手不足のために人を採用することができず、また値上げもできない、そのような企業が多いと推測されます。

県内法人数の約85%を占めている資本金1000万円以下の企業、特に小規模企業については、今後も特に厳しい経営環境が続くと想定されます。

そこでお伺いします。

小規模企業の声について、適切に把握していると考えているのでしょうか、

また、その把握した状況に対し、どのように迅速な対応を講じていくのか、知事にお伺いいたします。

また、企業が収益を確保するには、コスト上昇分を上乗せできる価格転嫁が欠かせません。しかし、小規模企業にとって値上げはしたいが言い出せない、値上げをすると次の仕事が来なくなるといった悩みを抱える事業者も少なくないと思います。

もっとも、取引適正化対策強化事業の中で、中小企業診断士等の専門家といった取引適正化サポーターの派遣や補助金などによる企業支援、また、福井商工会議所では賃上げ・価格転嫁サポートセンターを設置し、事業者の価格転嫁を後押ししています。

しかし、このように賃上げができる環境づくりを行っていますが、現状としては県内企業の厳しい経営環境などの声があるのも事実であります。

先月2日、石田知事は、県経団連の八木会長に対し、物価上昇に負けない賃金の引上げ実現のため最大限の理解と尽力をと要請されましたが、八木会長からは、小規模事業所で価格転嫁の伸びが鈍化していると調査結果を示され、人口減少社会において価格転嫁のみで稼ぐ力を持続的に上げるのは難しいとの発言があったとあります。

小規模企業の価格転嫁に対する厳しい現状に対する意見の一つであると認識しておりますが、持続的な経営を行っていくためには価格転嫁は重要な要素の一つであります。

県のような施策については、県内の大半を占める中小企業を対象にした施策が多く、小規模企業に焦点を当てた施策も今後さらに必要ではないかと感じております。

そこでお伺いします。

価格転嫁に向けた各支援策により県内の小規模企業の価格転嫁がどの程度進んでいると認識しているのかお伺いいたします。

また、さらなる価格転嫁の促進に向け、小規模企業のフォローをどのように強化していくのか、知事にお伺いいたします。

次に、近年、コロナ禍であった持続化給付金や雇用調整助成金などの支援制度が徐々に縮小されました。

当然、コロナ禍と現在とでは状況が違うところもありますが、企業としては電気代などエネルギー価格の上昇や人手不足、後継者問題など経営課題が山積みとなっており、現状のままではさらなる業績悪化が避けられず、存続できないと判断する中小零細企業経営者が増加していると考えられます。

地域経済の発展のためには、中小企業の廃業などを防ぎ、自力での事業継続を行うことは

重要と考えています。

しかし、困難な場合には、廃業などではなく、自力ではないかもしれませんが、経営の余力のあるうちに従業員や第三者などへの事業承継を行うといった企業を存続させる選択肢を取ることも大切であると考えています。

事業承継を行うことで従業員の雇用が守られる、起業の歴史、技術を継続して生かすことができる、経営者の思いが次世代につながるなど、メリットもあると考えます。

事業承継については、福井県事業承継・引継ぎ支援センターにおいては、個別指導会の実施や支援機関専門家の紹介といったサポートを行っています。

また、県では第三者への事業引継ぎを行った際の売り手、買い手への県内企業M&A支援奨励金や、経営者が60歳以上の起業を対象とした事業承継に向けた企業価格向上補助金などで支援を行っているところかと思えます。

そこでお伺いします。

今年度における県内の事業承継の実績を伺うとともに、その実績は、事業承継に困っている小規模企業全体のうち、どの程度の割合に相当するのか、また、小規模企業に事業承継を選択肢の一つとして認識かつ実施してもらうため、今後どのような情報発信を行い、対策を講じていくのかお伺いいたします。

次に、小規模企業の話とは少し変わりますが、県内企業の中国進出拠点数は、福井県の国際化の現状によると、2024年3月末時点で183拠点とされており、これは県内企業のアジア拠点数の5割以上、海外拠点全体の約5割を占めています。

県内企業の主要な進出先となっている状況であります。

県では、中国上海市にふくい上海ビジネスサポートセンターを設置し、中国、香港、台湾などの企業の拠点開設や販路開拓などを支援しているところかと思えます。

中国経済については、国力としての名目GDPは日本の約4.5倍となっており、実質GDP成長率が2025年に政府目標の、中国政府目標の5%前後を達成したものの、不動産不況による内需の弱さ、若年層の高い失業率など深刻な問題が発生しており、成長鈍化が懸念されています。

そこでお伺いします。

中国経済は失速が懸念されていますが、中国に進出している県内企業の現状及び県内企業の中国進出に関する県としての今後の方針についてお伺いいたします。

議長／知事石田君。

石田知事／南川議員の一般質問について、お答え申し上げます。

まずは、小規模企業の声の把握方法及び把握した状況を踏まえた対策についてお答え申し上げます。

県では、中小企業の実情について、商工団体や金融機関など支援機関の担当者とは、一、二か月に1回、米国関税対策などでは、各機関のトップと適宜情報効果に努めているところでございます。

このほか、特に小規模企業につきましては、商工会議所、商工会の経営指導者が行ってい

る年間延べ3万件の訪問を通じて情報を集め、必要に応じて県の担当者も同行して小規模企業の生の声を伺うよう努めているところでございます。

しかし、私自身、徹底した県民目線、現場主義を掲げております。

さらにきめ細やかな対応を担当部局にも指示することとします。

県ではこれまでも、小規模企業の声を踏まえ、米国関税措置のための緊急的な融資メニューの追加や、物価高・賃上げ対策の補助金創設など対策を行ってきたところでございます。

さらなる現場の声の把握に努め、迅速に必要な対応を講じてまいります。

次に、小規模企業の価格転嫁の進捗状況及び今後の支援策についてお答え申し上げます。

福井商工会議所が定期的実施している調査によると、価格転嫁ができている企業数は中小企業全体の約8割となっておりますが、コスト上昇分を販売価格にどのくらい転嫁できたのかを示す価格転嫁率は約3割にとどまっており、小規模企業ではこれよりも進んでいないと考えております。

このため、来年度は価格転嫁に課題を抱える企業への専門家派遣の予算倍増を提案しており、議員の御指摘も踏まえ、小規模企業へ重点的に派遣していく所存でございます。

また、価格交渉力の弱い小規模企業へのために業界団体が交渉を支援する取組への補助制度を創設する等、関係機関とも連携しながら小規模企業の価格転嫁を応援していく所存でございます。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは3点、お答えさせていただきます。

まず、県内企業の倒産や休廃業・解散の現状と、今後の県内企業数の見通しについてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、物価高や人不足、コロナ支援策の縮小等の影響によりまして、県内起業の倒産や休廃業・解散はここ数年増加傾向にございまして、製造業におきましては技術や設備などの経営資源の喪失、あるいはサプライチェーンの影響、飲食・小売業におきましては、生活者の利便性の低下などが懸念されるところでございます。

一方、県内企業数の増減につきまして、経営組織別にその傾向を見ますと、平成28年から令和3年までの5か年で法人企業数は約1000社増加いたしておりまして、新旧交代の中で経済の活力は比較的維持されているものと考えております。

一方で、個人事業主は同じ5か年で約2900社減少いたしておりまして、そのうちの約半数は卸売・小売業や飲食店でございます。

経営者の高齢化や人口減少によります市場の縮小によりまして、これらの業種を中心に事業者の減少傾向は続くと懸念いたしております。

次に、事業承継の実績と小規模企業全体に対する割合、それから、今後の対策についてお答えさせていただきます。

令和6年度に福井県事業承継・引継ぎ支援センターが支援いたしまして成立した事業承継の実績は71件となっております。

これを小規模企業で見ますと50件、事業承継に課題を抱えてセンターに登録している企業

700社に比べますと、そのうちの約7%ということになっております。

県といたしましては、県内企業の事業承継を支援するために、第三者承継を行った売り手と買い手への奨励金の支給ですとか設備の更新など、自社価値を向上させる企業の取組に補助を行っておりますけれども、来年度は経営者が50歳以上の小規模企業を中心といたしましてプッシュ型で応募させていただき、事業承継に関する情報提供を強化するとともに、その企業が持っている技術やサプライチェーンでのやり取り、設備、資金面での課題などを把握いたしまして、具体的な施策の検討を進めてまいります。

最後に、中国に進出している県内企業の現状と県の今後の方針についてお答えさせていただきます。

県内企業の海外拠点数が近年増加傾向にある中で、中国における拠点数はほぼ横ばいの状況でございます。

中国のビジネス環境に関しましては、生産拠点といたしましては安い労働力の確保といった魅力が低下しており、市場・販売拠点といたしましても、節約志向や中国製品の品質向上に伴いまして厳しさを増しております。

こうしたことから、現地から撤退した企業もございます。

県といたしましては、引き続き中国に進出している企業の現地ビジネスをサポートする一方で、県内企業には中国固有のカントリーリスクも十分周知した上で、東南アジアや欧米などほかの地域への展開も含め、県内企業各社の海外戦略に応じた支援をしております。

議長／南川君。

南川議員／ありがとうございます。

よく常任委員会なんかでも質問させていただいておりますけれども、中小企業といたしますと、県のほうが考えるのは割と大きな中堅企業をいろんな形での支援が中心になるのかなと。

決して小規模企業、リタイアするところがあっても仕方ないと私は思っております。

ただ、合併であったりM&Aのところ、そうしやすいようなそういった支援をさらに充実させていただきたいなど。

これからどんどんそういった経営者の高齢化というのも進むと思います。

そういった意味も含めて、県内にはやっぱり、本当の意味での小規模企業というのはいかなり多い県であると思っておりますので、そういったところの支援をよろしくお願いたしたいと思います。

それでは、大きな2番目ですけれども、民生委員・児童委員の現状と今後の役割についてお聞きいたします。

民生委員・児童委員制度は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域住民の立場で住民への声かけ、安否確認などの活動を通じた実態把握や生活の悩みなどの相談、また、家族だけでは対応できない見守りの支援など幅広い活動を行うボランティアであります。

超高齢社会と地域コミュニティの希薄化という背景の中でその役割は重要性を増す一方、存続が危ぶまれる深刻な危機に瀕しております。

昨年2025年12月の民生委員・児童委員の一斉改選結果では、日本国内において欠員が2万人を超え、過去最高を更新しました。

2022年のデータにはなりますが、民生委員の年齢構成は70代以上が37%、60代が46%、60歳未満は全体の約2割未満であり、高齢化が進み、活動の継続が困難なケースが増えています。

また、民生委員は現役世代の参加が難しく、後継者、担い手不足が決定的な課題であり、また、孤独死、介護疲れ、貧困、子育てなど抱える課題が専門的になっており、民生委員だけのボランティア活動では抱え切れないケースが増加しています。

さらには、責任の重さ、複雑な問題への対応による心理的負担に加え、高齢化による身体的負担が重なってきています。

実は、私は41歳から56歳まで民生委員をさせていただいておりましたがけれども、その経験を振り返ると、ひとり暮らしのお年寄りに寄り添ってお話をする際には、プライベートなことまでお話をすることとなります。

寄り添い、心を打ち明けて話せるようになるには、少なくとも2期、6年の見守りといった年数は必要ではないかと感じています。

そこでお伺いします。

2025年12月改選された県内民生委員1人当たりの平均継続年数について、12年前、4期前ですけれども、比較において、継続年数の変化とその変化に対する所見をお伺いいたします。

次に、厚生労働省の資料における全国の民生委員・児童委員の活動状況の推移を見ると、活動内容については、かつては、平成20年以前ですけれども、在宅福祉や日常生活の支援の相談などの相談や支援の件数が多かったのですが、このところ安否確認などの見守り活動や地域への福祉情報発信などの地域福祉活動・自主活動の件数が一番多くなっています。民生委員の活動内容については、時代の変化に伴い、地域の様々なニーズを拾い上げる役割が一層求められており、従来よりも広範囲かつ多様な活動が求められているとも感じています。

また、先ほど述べたとおり、全国的には約2万人も欠員が生じている状況であり、このままでは民生委員が本来行うべき活動が十分に行えていない、今後さらに行えなくなるのではないかと危惧しております。

県内においても同様ではないかと感じております。

そこでお伺いいたします。

近年、民生委員の活動内容及び担当世帯数はどのように変化しているのでしょうか。

また、負担軽減策として、相談支援といった活動の一部を民生委員以外の団体などが担う体制も検討すべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。

次に、民生委員活動は、あくまで人と人との関わりを基に成り立っています。

その中ではありますけれども、民生委員のなり手不足の解決策として、いろいろな社会活動に推奨されているICTを使うことによって、資料のペーパーレス化やオンライン会議の実施など成果を上げようとする取組もあります。

そういったICT活用により、対応できる件数の増加や活動内容の負担軽減感などにより、

なり手不足解消にもつながる可能性があるかと思えます。

そこでお伺いします。

民生委員・児童委員の担い手不足解消に向け、活動へのタブレット端末などのICT活用について、県として支援及び導入推進を図ることはできないか、お伺いいたします。

次に、民生委員・児童委員の任期は3年であり、守秘義務があります。

また、活動費のほかは基本無報酬です。

その候補者推薦時における課題として、業務負担、住民の理解、地域の高齢化などが挙げられます。

民生委員活動の中で最も負担に感じることは訪問活動という意見があり、逆に、続けられている理由は、地域に貢献したいからという積極的な動機がある一方で、ほかにやる人がいないから、頼まれて断れないといった消極的な意見も多くあります。

民生委員・児童委員の推薦、委嘱は市町の裁量に委ねられていますけれども、推薦に係る県のガイドラインを作成することで、選任基準の明確化や候補者探しの方法など一貫性のある市町の運用が可能となり、担い手不足にも寄与すると考えています。

そこでお伺いします。

民生委員・児童委員の推薦に関し、県では市町向けのガイドラインを作成することについてどのように考えているのか、そのメリット及びデメリットを含めてお伺いいたします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私のほうから、民生委員・児童委員の現状、今後の役割について、4点お答えします。

まず1点目、民生委員の平均継続年数の変化についてでございます。

議員御指摘の12年前、4期前のデータがございませんので、2期前のものとの比較になりますが、5.6年に対しまして令和7年度は5.9年ということで、0.3年ほど長くなっております。

そして、新任、再任につきましてはデータがございまして、4期前は新任が47.3%でしたが、令和7年は新任が55.2%と7.9%増えて、再任が減っているという現状でございます。これは、企業の定年延長により働きながら活動する委員が増え、1期で辞職する委員が増えた一方で4期以上継続する委員は増加しており、経験が少ない委員と経験を積んだ委員の二極化が進んでいるというのが県の現状認識でございます。

続きまして2点目、民生委員の活動の一部を民生委員以外の団体が担う体制についてお答えいたします。

民生委員の活動については、地域住民への訪問活動が大部分を占めており、近年では内容に大きな変化はございません。

また、委員1人当たりの担当世帯数も、令和4年12月、一斉改選時で152.1世帯、そして、最近の昨年12月の改選時においては152.8世帯ということで、ほぼ同水準で推移しております。

相談支援など委員の負担軽減策については、本年度から新たに一部の市町に対して委員の

活動を補佐する支援員の配置に係る経費や、民間事業所に委託したコールセンターからの定期的なひとり暮らしの高齢者への電話かけ、安否確認などを行う取組を支援しております。

委員の負担を軽減し、担い手を確保することは喫緊の課題であり、委員が地域に寄り添う活動に専念できるようにするためには、県ではこれらの負担軽減策の取組を全県に広げていきたいと考えております。

続きまして3点目、タブレットの端末やICTの活用についてでございます。

県では、委員活動の負担軽減を図るため、令和6年1月に越前町においてタブレット端末を一定期間貸与し、委員同士の情報共有や行政からの円滑な情報伝達を行う実証事業を行ったところでございます。

端末を利用した***からアンケートの結果では、今後も使いたいと回答した委員は5人で約3割にとどまっております。機器が使いにくい、紙の資料や対面でのやり取りのほうが安心といった意見が多く、委員が高齢の方が多いということも原因かと考えられますが、タブレットの操作に不慣れなことが一因であろうと思っております。

県としては、タブレット端末の活用は、オンライン会議の実施、研修動画の実施など委員の負担軽減につながるものと考えておりますので、引き続き市町に対して実証事業の検証結果を共有し、課題改善を提案しながら、積極的な活用を検討するように市町に働きかけてまいりたいと思っております。

続きまして、4点目になります。

市町向けのガイドラインの作成についてでございます。

現在、県では、国が定める適格要件を示す委員の推薦をお願いしているところでございますが、県が選任基準などを定めた市町向けのガイドラインを新たに作成することは推薦事務の公平性と透明性を確保できるメリットがある一方で、市町ごとに異なる地域特性や自治会の事情を踏まえた柔軟な運用がしにくくなることが懸念されます。

委員の推薦は市町が地域の実情を踏まえて主体的に行うことが基本であり、その裁量は引き続き尊重されるべきものであると認識をしておりますが、依然として担い手の確保が困難な状況にあることは大きな課題であると考えております。

県としては、担い手確保に向けて委員活動の負担軽減に向けた取組などを進めるとともに、市町が委員の御意見を丁寧に伺いながら、各市町の候補者発掘に関する工夫や連携、好事例を取りまとめた事例集を配付し、参照してもらうことで、地域の実情に即した形で人材確保の取組を総合的に支援してまいりたいと考えております。

議長／南川君。

南川議員／ありがとうございます。

今御答弁いただいた担い手確保が困難になってきているということは、実際そうだと思います。

であるから、どうしてもこの民生委員も持ち回りになってしまうと。

長年、何期もやらずに1期で勘弁してくださいというような形に多分なっていて、これが

らずっと何期も継続していくと、だんだん、3年、6年で終わっていく方が多くなると思います。

そうすると、本当の意味での民生委員の活動というのができなくなってくるんじゃないかなという危惧をしております。

そういった意味も含めて、また県としても、最後の質問ですけれども、いろんな市町にいろんなガイドラインみたいな形で、指導できるような、そういったこともぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、最後の質問ですけれども、中学校部活動の地域移行における課題認識についてお伺いします。

2026年度から学校部活動を、地域のクラブ活動へ本格的に移行させる改革実行期間となります。

中学校や高校の部活動の地域移行については、教員の負担軽減と少子化に伴う運営の困難さを解消するため、休日あるいは平日も運動部、文化部の部活動を地域のクラブなどの団体へ移行する取組であります。

単に部活動の代わりを地域で用意するだけではなく、時代に合った地域における教育の新たな仕組みづくりとして捉えると、福井県ではどのような受皿が必要になるのか、少子化や地域性、競技の特色などを踏まえると、まさに今、将来見据えて考えなければならない課題であると思います。

学校と地域の連携にとどまらず、専門性を持った機関との連携も含めて、今後必要になってくるのではないかと考えております。

そこでお伺いします。

中学校の部活動の地域移行について、2026年度に改革実行期間が始まります。

県としての課題認識と、その課題解決に向けた実現の方向性をお伺いいたします。

また、文部科学省のガイドラインでは、専門的指導者の確保や活動環境の整備が重要視されています。

単に部活動が学校から地域へ移行され、単なる学校の負担軽減策だけでなく、子どもたちが安心して学び成長できる地域スポーツや地域文化の新しい基盤をつくるための施策が急がれており、大きな転換点を迎えています。

こうした中で、地域移行という手段だけにとどまるのではなく、本県の中学生が部活動や地域クラブ活動を通してどのような力が成長してほしいかなど、方向性を改めて県民に対して明確に示すことが重要であると考えております。

そこでお伺いします。

本県の中学生に対し、部活動や地域クラブ活動を通じて何を学び、どのような経験を積んでほしいのか、また、将来どのような成果を期待しているのかお伺いいたします。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、中学校部活動の地域移行について、2点お答えいたします。

まず、部活動の地域移行についての課題認識と課題解決に向けた実現の方向性についてお

答えします。

休日の部活動につきましては、市町の積極的な取組によりまして、来年度から全体の約9割が地域クラブでの活動に移行する見込みとなっております。

この受皿となる地域クラブ数ですけれども、令和5年度は92でありましたけれども、来年度は484へと拡大いたしましたして、中には長刀やロボコンなど、学校部活動にはなかった活動を行うクラブもありまして、生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境が徐々に整備されてきていると考えております。

一方、平日の活動ですけれども、平日は指導者の確保が困難であることや、生徒の活動時間が夜間に及ぶ可能性があるなど、休日以上に多くの課題がありまして、本県としては、生徒の学びの場を保障する観点から、無理に平日の地域展開を進めるのではなくて、平日については部活動を継続することを原則とし、実施体制が整った地域クラブ活動から平日にも活動の場を拡充していくこととしたいと考えております。

県としては、休日の地域クラブ活動の充実及び平日への活動拡大に向けて、市町の取組を支援し、生徒が継続的にスポーツ、文化活動に親しむ機会の確保、充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、部活動や地域クラブ活動を通じた学びと経験、将来の成果への期待についてお答えいたします。

中学校における部活動は、仲間と協働する経験を通し、協調性や思いやりの心、努力の大切さなどを学び、社会性や忍耐力、向上心を培うなど、教育的意義が高い活動であると認識しております。

さらに、今回の地域展開により、例えば敦賀市においては、市内4校の中学生が一堂に会してジュニア吹奏楽団として活動しておりまして、学校の垣根を越えた仲間との交流が創出されております。

また、鯖江市の陸上クラブにおいては、小学生や高校生も一緒に活動するなど幅広い世代との交流の機会となっているなど、従来の部活動にはない活動の広がり生まれてきております。

県としては、部活動の地域展開により学校の枠を超えた様々な交流が増えることや、この活動が地域の方々の支えによって成り立っていることに対して、気づきを得るきっかけにもなると考えておりまして、こうした取組を生徒の地域への感謝の気持ちですとか愛着を育む機会とも捉え、これからも市町と連携し、子どもたちの活動、活躍の場を広げていきたいと考えております。

議長／南川君。

南川議員／一点、意見にとどめますけれども、せつかくのこういう大きな転換期ということで、単なる地域移行ということではなくて、やはり専門性を持った機関、さらに、そういう部活動、クラブ活動を継続するために専門性を持った機関との連携というのも非常に大切なことだと、それをまず、このせつかくの機会に考えていただきたいなという思いも込めて、今回、この質問させていただきましたけれども、そういったことを含めてまた

考えていただけることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

議長／以上で、南川君の質問は終了いたしました。
ここで、休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、説明者として、地方自治法第121条の規定により、選挙管理委員会委員長、吉川奈奈君の出席を求めておきましたので御了承願います。

中西君。

中西議員／県会自民党の、自民党県議会中西昭雄でございます。

石田知事、冒頭ですが、御就任、誠にお疲れさまでございます。

知事という重責を今、身をもって実感をされていることと思います。

また一方、私たちも選挙で選ばれた議員であります。

その重責を胸にそれぞれの立場から県政課題に取り組んで、建設的に議論し、県民の皆さんに分かりやすく、そして納得できるような政策立案を頑張ってまいりましょう。

それでは、質問に入りたいと思います。

外国人問題であります。

今回はこれ一本で行かせていただきます。

既にマスコミの皆さんや本議会の代表質問に知事にもお答えいただいておりますが、私からはもう少し突っ込んだ質問をさせていただきたいと思います。

今回の知事選のときに、石田知事は日本は単一民族、移民政策反対と言われました。

私は大変それに驚きました。

まず、外務省に籍を置かれていたのですから、日本は単一民族ではないことは御存じのはずなのになぜなんだろうという点。

そして、また選挙戦の最中に街頭演説やSNSの動画等において移民政策は反対、無差別に無秩序に外国の方に福井に来てもらって何でもしてほしいというスタンスには大反対。

そして、知事になった瞬間から移民問題に着手していくと発言しておられた点です。

私、実際にその演説を拝聴しているわけでもなく、また、SNS等は切り取られて表現されているので、何を意図してそのことを発せられたのかというのは疑問であります。

その後の記者会見で単一民族については訂正をされました。

また、移民政策反対という発言については御自身の考えの一環として発言された、つまり個人的な発言であるとされていました。

政策としては現状を把握してその上で適切に判断すると述べられていました。

確かに個人的な考えと政策というのは切り分けて考えなければならないと思います。

しかし信念というか、その人の心にある思想は物事を決める上で重要な要素になると思

ます。

ですから、石田知事には個人的な考えについてもしっかりとここはお尋ねさせていただきたいと思います。

ここで少し、移民という点について整理をさせていただきます。

石田知事も御存じだと思いますけれども、日本政府は移民を明確に定義していません。

入国時点で永住権を持つ人を指す限定的な解釈を用いられています。

そのため、永住権を持たない就労目的の外国人労働者は移民に含まれないという立場をとっており、国家を維持するために一定規模で永住する外国人を受け入れる移民政策は取らないと表現されています。

一方国際的な定義、実はこれも平穩的に定義されているわけではありませんが、目的や地位に関係なく、1年以上滞在する人を広く移民と定めています。

そのために日本社会の現状として技能実習生と外国人労働者は1年以上滞在しておりますので、実質的に多くの移民を受け取れているという指摘もあります。

そんな中で質問であります。

改めてですが、石田知事は1月11日のライブ配信では移民政策には反対、今、福井に移民が必要なのかと言われていたり、1月19日の街頭演説では、無差別、持秩序に福井に来てもらっては困るというスタンスには大反対と述べられていたようですが、御当選後はこれらの移民という言葉が石田知事からあまり伺っていません。

そこでお伺いしたいのですが、知事御自身は個人的に移民政策、移民問題をどのように捉えておられるでしょうか。

続いて、県内の外国人労働者の現状、そして背景を確認しましょう。

2月25日の福井新聞の一面で報道されていましたが、2025年10月末時点で外国人労働者が1万5169人と過去最高になり、昨年同期と比較し、11.6%も増えたとありました。

また、外国人を雇用する事業所も7.2%増の1974事業所になっています。

また一方、福井県在留資格者、つまり福井に合法的に住んでおられる方は2025年12月末時点ですが2万772人になり、初めて2万人を超えた。

この内容について法的な内容についてはさておいて、つまりこの情報から行くと福井の在留者の73%が労働者であると、こういうふうになります。

一方、福井県の有効求人倍率は12月時点で1.8倍、7年9か月連続で全国1位を維持しています。

高い人材不足が続いているわけであります。

このような状況ということについては、先ほどの堀居議員の一般質問でもありましたが、経産省の推計ではマクロ的には今後そんなに大きく変わっていく、推測していく、労働力の不足はそんなことないというふうに言っていますが、その一方で、やはり業種間の格差アンバランスがだんだん顕著になってくるであるということが指摘としてあったわけであります。

その理由としてやはり考えられるのは、福井県の産業構造として労働集約型の業種が多いところであります。

また、南川議員の先ほどの中小企業の説明がありましたが、福井には中小企業が非常に多

いです。

そして、伝統産業や介護・福祉・建設など、いわゆる職人と言われるような人の手が必要な業種が大変多くあります。

そんな多い業種の中には、AIとかDX化とか省力化、合理化による生産性向上というのが非常に難しいわけであります。

また、さらには中小企業が多いという背景の中、資金的な課題もあり、技術革新に向けるコストをあまりかけられない、こういった状況があるわけであります。

そういった背景の中、やはりこの解決策として、その差を外国人労働者に頼ってきたという歴史と実情があります。

そんな歴史をひもときますと、今を遡ること36年前、1990年の入国管理法改正、そして1993年の外国人技能実習制度も創設、ここが大きなターニングポイントです。

それまで海外に現地法人を持つ一部の大企業に限られていた外国人の受入れが、この制度創設をきっかけに地方の中小企業や農業にも外国人を受け入れる道が生まれました。

当初は国際貢献と名を打った技能実習制度でありましたけれども、その後特定技能という制度ができて、実質労働力というニュアンスが色濃くなり、さらには今後、令和9年から施行となりますが、育成就労制度というところでは即戦力を要求される制度に変化いたします。

さらには、その入ってきた外国人の方々にも就労先の選択が自由にできるという形に変化し、もはや安い労働力ではない。

このような認識がなくなってきている、こういうふうに変わってきていると思います。

このように様々な試行錯誤を繰り返して、秩序を持って制度化をしていると思います。

また一方、移民、いわゆる定住者、永住者でありますけれども、日本は移民政策を取っていませんので、法務大臣の厳格な許可項目になっているでしょう、なっています。

今回の議会で知事は、外国人労働者の受入れに対する認識について、本県における深刻な人手不足の中、法令にのっとった受入れが必要とお答えいただき、県内企業の人材不足の窮状を認識をいただいたことは安心いたしました。

その一方、無秩序、無計画の受入れには懸念があるという考えは変わっていないと発言されていますが、私はこれまでも述べたとおり、歴史的経過を鑑みても決して無秩序、無計画な計画ではなかったと認識しておりますが、知事は一体どんなところが無秩序、無計画だと思われるのでしょうか。

またこれもSNSの配信ですが、移民に頼るよりもまだまだ自助努力をやるべきだという発言がございました。

どのような自助努力策を考えなのでしょうか。

個人的でも結構ですから、何か新しい発想はお持ちでしょうか、あわせてお聞かせいただきたいです。

さて、外国人受入れの今後の話をします。

外国人受入れ機関の方々からヒアリングをいたしますと、現在は先進諸外国も人材不足で、外国人労働力の獲得のために国際競争力が年々激しくなっています。

日本は他国と比較し厳密に受入れを行っているため、日本に人材が集まりにくいという状

況が顕著になってきている。

そんな中、福井県では特に介護や建設業などの人材確保定着に向け、独自政策、福井クラスなどを実施しており、これらは令和8年度も引き続き実施する予定であるということです。

いわゆる一般企業には本当に羨ましい限りなんですけれども、今後、育成就労制度が変わっていくと、日本に実習生として働きたいというふうな外国の方々がいらっしゃっても、その技巧者に課せられる日本語技能レベルがハードルが一層高くなるわけです。

そのために、緩やかな制度を持つ他の外国に行ったほうがいいだろうというような意識が外国の方々に働いて、この国際間競争がますます激しさを増してきて、さらにこんな背景の中、日本の中の他の地域でも人材獲得競争が激化するというところに危機感を私は覚えております。

知事は代表質問のお答えで、日本人住民が安心して受け入れられるよう日本語教育をこれまで以上に充実をされるとおっしゃっていました。

これは、福井に来てからの日本語教育のことを言っていて、その前に、まずは福井に来ていただかないと駄目なんです。

そこで質問です。

福井県が外国人労働者から選ばれるためにさらなる政策が必要ではないでしょうか。

今後の育成就労制度に対応するためにも国を限定するのではなく、あらゆる国の送り出し、現地での日本語教育等の支援制度をさらに拡充する必要がありますが、その方向性を伺います。

さて、これまで外国人の受入れという切り口から質問をさせていただきました。

これから質問するのは多文化共生についてであります。

地域社会の中で外国人の皆さんとの暮らしの中で様々な課題が起きていることは認識しております。

例えば、ごみ出しのルールとか、社会奉仕とか、あとは騒いでうるさいとか、集団でいると何だか怖いとか、そのところは私はよくわからないんですけど、そのような課題は外国人の方々の生活ルールに対する認識不足や、コミュニケーション不足から来る課題であると。

また生まれ育った国の風習、文化の違いから出てくる課題もあるかもしれないというふうに思います。

今後、少子高齢化が進む限り、日本国内の産業を維持するためには外国人労働者という人材の受入れを続けていかなければならないでしょう。

そこで、そこに発生する課題を解決することがこれからの行政の大切な役割ではないかなと思います。

つまり、車が増えてくるから交通事故が起きたり、違反が起きるわけでありまして。

だからといって、車そのものを禁止するわけにはできないでしょう。

だから、規制をつくったり、信号をつくったり、横断歩道を作ったりするんです。

それが行政の役割だと私は思っています。

そこで質問です。

外国人受入れに端を発した多文化交流のために、行政の具体的な施策の実行の必要性をどのように感じているか伺います。

本議会で、第2次福井県多文化共生推進プランの案が示されました。

その内容を拝見すると、ライフステージに沿った政策の展開が示され、外国人共生を目指す姿としていろいろすばらしいプランが書かれています。

それはそのとおりだというふうに思います。

しかし、問題はこのプランが実装できるかであります。

私は福井県の中で最も外国人比率の高い越前市の住民です。

越前市民は当たり前ですが、生活の中で外国人の方々と当たり前に関わり合っていました。

そして私自身もしかりであります。

そんな実体験の中、外国の皆さんと共生する一丁目一番地というのは

言語の壁、これをクリアすることだと思えます。

それをクリアすることで初めて描かれた多文化共生プランが本格的に浸透していくというふうに思います。

言葉の壁ということについて具体的例を挙げますけれども、私もそうなんですけれど、今は便利になって携帯翻訳アプリ、無料の翻訳アプリがありますから、それで会話をしています。

しかし、この翻訳アプリでは複数人での会話の翻訳とかのは大変難しい、これが大変なんです。

また、Wi-Fi環境も大変充実が大切です。

確かにWi-Fi環境がなくても通信はできますけれども、やはり金銭的な課題も出てきます。

これは外国の方からおっしゃっている言葉です。

また、知事の御答弁で先ほどいただいた外国人の日本語教育という充実についても、集合研修とかそういうのではなくて、外国の皆さんは基本的な三交代によって時間帯がバラバラですね。

そんな方々でも常日頃勉強できるようなユーチューブとか、そのようなところで無料配信して、いつでもどこでも勉強できる体制が必要なんじゃないかなと思います。何よりも大事なのはコミュニケーションツールだと思います。

そこで質問ですが、コミュニケーションツールとしての自動翻訳のDX化の予算配分を強化し、福井県独立の精度の高い自動翻訳機の整備やWi-Fi環境の整備と、日常の中で外国人の方と接触時にこのような機械翻訳を気軽に使える体制の構築が必要だというふうに思いますが、その所見をお尋ねしたいと思います。

そして、認識というのでも改めなければいけません。

これまで我々日本人というのは、外国人の方々は短期的な労働力や観光客という側面が強かったな、認識が強かったかなと思います。

しかし、これから共に暮らす同じ地域社会の住民であると認識を我々自身の持つ必要があるというふうに考えます。

また、同時に外国の方々も、ただ単に働きに来ているとか、そういった認識ではなく、日

本に暮らすという住民としての認識を醸成しなければならないというふう感じておりますが、そのための政策はどのように考えられるか、その所見をお尋ねしたいと思います。以上よろしくお願ひ申し上げます

議長／知事石田君。

石田知事／中西議員の一般質問について、お答え申し上げます。

まずは、移民政策、移民問題についてお答え申し上げます。

移民政策について、政府は、例えば国民の人口に比して一定規模の外国人、家族を期限なく受け入れることにより国家を維持していこうとする政策とし、これを行わないとしております。

法やルールのもと、国民と外国人の双方が安心・安全に生活し、ともに繁栄するため、調和と秩序のバランスを伴った体制を整備することは国の責務でございまして、しっかり対応していただきたいと考えております。

私は日本人も外国人も互いにリスペクトし、ともに支え合う秩序ある共生社会の実現が非常に重要だと考えております。

本県における深刻な人手不足の中、県内企業が必要とする外国人材については、適切に受け入れる。

また、日本人住民が安心して受け入れられるよう外国人に対する日本語教育の充実や相互理解に向けた交流機会の創出等にもしっかりと取り組んでまいります。

次に、外国人の無秩序、無計画の受け入れの懸念、自助努力策についてお答え申し上げます。

将来への見通しや民間、行政の様々な体制が伴わないまま、外国人材の受入れが拡張されてしまうと、不法滞在、不法就労の増加による治安の悪化や、多言語対応をはじめ、地方自治体の負担増加などが懸念されるところでございます。

調和と秩序のバランスを伴った体制を整備することは国の責務であり、しっかりと取り組んでいただく必要があります。

自助努力という発言につきましては、まずは県内の労働力を最大限活用することが非常に重要だと考えております。

若者の地元定着やU I ターンの支援、

兼業、副業の促進やD X等による効率化等をしっかり進めてまいります。

当初予算案においても作業の効率化や省力化につながるスマート農業の導入支援や、プロ人材高校と産業界との連携による地域の人材育成の事業などを新たに計上したところです。引き続き、県内人材の活用について検討してまいります。

議長／交流文化部長西川君。

西川交流文化部長／私からは3点お答えを申し上げます。

まず、多文化交流のための行政の具体的な施策についてお答えを申し上げます。

外国人の受入れに当たりましては、法の整備や制度の改正、受け入れ後の不法行為に対する厳正な対処等については、国が責任を持って実施していただく必要があります。

県では、国の方針であります日本の法やルールの中で国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、ともに繁栄する社会の実現というものに従いまして、今年度多文化共生推進プランを改定するものでございます。

このプランに基づき、日本人も外国人も互いにリスペクトし、共に支え合う秩序ある共生社会の実現、これに向けて具体的な施策を実行してまいります。

まずは、外国人住民が地域のマナーを学び、県民と互いにコミュニケーションができるよう日本語教育を充実させてまいります。

また、多文化共生に取り組む団体等を支援しまして、地域の実情に応じて祭りですとか、スポーツイベントなど交流の場を増やしてもらいながら、外国人住民と県民の相互理解を深めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、機械翻訳を気楽に使用できる体制の構築についてお答えを申し上げます。

第2次福井県多文化共生推進プランの策定にあわせて実施しました県民アンケートの結果によりますと、多くの外国人住民は易しい日本語であれば理解できることが分かっておりますし、国が示しております易しい日本語、この易しい日本語といいますと、避難という言葉であれば逃げると言い換えるなど、難しい言葉を避けて外国人にも分かりやすい言葉の工夫のことであります。

このため、県では行政や企業、地域において外国人と接する日本人に対し、易しい日本語の普及啓発を行い、易しい日本語による円滑なコミュニケーションの実現に向けて取り組んでいく方針であります。

御提案のありました翻訳機でございますが、議員からも御指摘がありましたとおり、自動翻訳機の性能は年々向上しておりまして、携帯電話に付属されているアプリは多くの方が常に身近に持ち歩いておりまして、急な場面でも手軽に利用でき、実際に日本人だけでなく外国の方も多く利用しておられます。

これらのことから、現段階で県で独自に精度の高い自動翻訳機を整備することは検討しておりません。

続きまして、3点目、同じ地域社会の住民であるとの日本人、外国人双方の認識の醸成についてお答えを申し上げます。

外国人も同じ地域社会の住民であるという多文化共生の意識醸成は重要でございまして、県では1月に出されました国の方針も踏まえ、日本人も外国人も互いにリスペクトし、ともに支え合う秩序ある共生社会の実現に向けまして取り組んでまいります。

また、今回のプラン改定に向けまして実施しました県民アンケートにおきましても、外国人住民の中では65%、県民の方では51%と、多くの方が相互交流を希望している結果が出ております。

県では新しいプランに基づきまして、国の補助金も確保した上で日本語学習支援の専門家ですとか、実際の学習支援者、経済界、国際交流団体と外部委員10名程度で構成いたします中核機関を設置します。

この組織において、先生からも御指摘がありましたような日本語教育のありかたを始めま

して、外国人と県民との相互理解や多文化共生に向けた認識の情勢、こういったことを具体的な施策を議論してまいります。

議長／産業労働部長大塚君。

大塚産業労働部長／私からは、外国人労働者の送り出し国における日本語教育など、支援制度の拡充についてお答えさせていただきます。

県では外国人材の確保を支援するために、県内企業が行う住宅や生活環境整備の支援を行いますとともに、来日前に福井県を理解していただく福井御クラスをミャンマーに設置しております。

この福井クラスについて企業からは、日本語教育だけでなく、就労前に行うウェブでの面談がお互いの理解につながるということで御好評いただいているところでございます。

一定の日本語能力が必要となる育成就労制度のもとでも、福井クラスは就労に必要な慣習や、福井の方言なども教え、福井への愛着を育み、転籍の防止等にも効果が見込まれますことから、有効というふうに考えております。

今後、国籍や技能等に関する企業の人材ニーズもお伺いしながらミャンマー以外への国の拡大も検討してまいりたいと考えております。

議長／中西君。

中西議員／お答えありがとうございます。

まず再質問させていただきます。

まず機械化の件については検討していないというふうにおっしゃいましたが、ちょっと私も打ち合わせ不足なのかもしれませんが、私が申し上げたのはこういう課題があるんです。例えば私が外国の方の御夫婦と会話をするんです。

1人の方は片言の日本語が分かります。

このコミュニケーションがいわゆる携帯を持ってしゃべって会話ができるんです。

でも、この御夫婦間はその母国語で喋るんです。

ですから、その間、私は取り残されるんです。

こういう状態が日頃日常にあるんです。

それを解消するためにそういう会話型のアプリというのが必要でしょうというふうに申し上げます。

それが実はお金がかかるんです。

予算化というのは、そういった部分に例えば補助金を盛るとか、そういうふうに無料配付をすとか技術的などを醸成するというのは難しいかもしれませんが、そういった補助をするというところに対しても今後検討してくれないかということでもあります。

それに対して方向性を教えていただきたいことと、もう一点、最後、知事に知事の御質問にお答えしたいと思います。

今までの移民政策等々について、御回答いただいたのは、正直言ってちょっとよく分から

なかったです。

と申しますのはこれは私もよくわかります、こういう外国人の政策というのはすごくいろんな側面があります。

受け入れる問題であるとか、生活者の問題であるとか、いろんな立場の方のいろんな御意見があつて非常に難しい問題であるということは重々承知しております。

そんな中もひっくるめて、再度知事にお尋ねしたいんですけれども、外国人の政策というそのものを今後推進していくのか、それともこのまま維持していくのかこのあたりの二択でお答えをいただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

議長／交流文化部長西川君。

答弁は簡潔にお願いします。

西川交流文化部長／現在のところ、そうしたシステムについて考えておりませんが、様々な声をお伺いして、必要性があればそれは当然考えていくこととなりますので、先生の御提案もありましたのでいろんな御意見を集めてまいりたいと思います。

議長／知事石田君。

石田知事／外国人の政策についての推進か否かということですが、先生がおっしゃるとおり様々な側面というか、先生も今御指摘のとおり、外国人、これは住人なのか、労働者なのか、または観光客なのか、様々なトピックと申しますか、分野がございます。

その中で、それをひとくりにそれらを推進するとかしないとかというのはなかなか今ここで、個々のトピックで申し上げるのはなかなか難しいかなと思う。

なぜなら、やはり様々なそれを推進するにもどのように推進するべきかというのがありますし、一般的な外国人労働者という分脈の中でこれまで私は、無秩序、無計画な受入れには懸念があると申し上げた次第です。

議長／以上で、中西君の質問は終了いたしました。

福野君。

福野議員／福井県議会の福野大輔でございます。

通告に従いまして質問を行います。

まずは、地域医療の持続可能性について伺います。

県内の医療現場からは、人口減少と医療従事者不足を背景に、地域医療が構造的に厳しい局面に入っているとの強い指摘が寄せられています。

患者動向についても、補助資料にあるとおり、外来は既に減少局面にあり、入院は2030年頃をピークに減少するといった見立てが示され、患者数の減少は病院経営や医療の質にも影響し得るとの問題提起があります。

加えて、入院患者数は2030年頃をピークに減少する一方、病院・介護施設のベッド数が先に減っており、今後5年は入院・入所の逼迫が懸念されるという話も聞きます。

このような状況において、医療・介護の職員数、ベッド数の将来推計を持つことが今後の福井県の地域医療体制を維持していくためには必要不可欠であります。

また、定期医療の崩壊を防ぐためには、医療・介護施設の集約や予防医療へのシフトなど、選挙では掲げにくい痛みを伴う政策も避けては通れないとの指摘もあります。

この問題意識を踏まえ、以下2点について伺います。

1点目が医療施設の集約・機能分化についてです。

医療構造改革の要は医療資源の集約であり、複数病院の統合、連携によって人材不足を補い、医療の質を確保することが必要である。

特に、公立・公的病院の集約は政治の責務であるという主張があります。

一方で、集約は医療撤退と受け取られやすく、利害関係も複雑で結果として議論が進まず、医療崩壊を待つ構図になっているとの厳しい指摘もあります。

そこで伺います。

今後、入院・入所の逼迫が懸念されますが、病院及び介護施設におけるベッド数の減少の実態について、県としてどのように把握、認識しているのかお伺いします。

また、今後予測される医療・介護職員の減少やベッド数のさらなる減少についてどのような推計を行っているのか、併せてお伺いします。

また、人口減少と医療従事者不足の中においても、地域医療を守るため、県として病院機能の分化、連携、必要な集約を含めた将来の医療提供体制の全体像をどのように描いているのかを伺うとともに、救急・周産期・災害・感染症等の地域医療に不可欠な中核機能を含め、医療施設の集約や再編を検討する際に、県はどのような判断基準、優先順位に基づき検討を進めていくのか、石田知事にお伺いします。

医療施設の集約・機能分化は利害関係が複雑で、また、県民にとっては地域で十分な医療が受けることができなくなるのではないかと、いわゆる医療撤退ではないかといった不安を感じることも考えられるテーマですが、県は医療機関、医師会、市町、住民など、関係者と具体的にどのような会議体でどのような手順とスケジュールで議論を進めていくのか方針をお伺いします。

次に、介護予防の推進について伺います。

福井大学では、県内の複数市町の首長とともに、フレイル予防事業に取り組んでおり、県担当部署も地域医療の維持に向けた事業に取り組んでいます。

今後の医療・介護人材の制約を踏まえると、重症化を抑え、自立機関を伸ばす取組は、医療・介護提供体制を守る観点からも重要です。

そこで伺います。

医療・介護人材の制約が強まる中、重症化を抑え、自立期間を伸ばすため、認知症対策やフレイル対策を含む介護予防を県の重要施策として位置づけ、推進すべきと考えますが、県ではどのような方針の下、どの分野に重点を置き、介護予防を推進していくのか、また、市町の先進的な取組を県全体に広げるなど、市町や医療・介護関係者と連携して早期発見から相談、支援までを一体的につなぐ仕組みを構築していく必要があると考えますが、県

の見解を伺います。

議長／知事石田君。

石田知事／福野議員の一般質問についてお答えを申し上げます。

私からは将来の医療提供体制の全体像及び医療施設の集約、再編の検討を進める判断基準についてお答えを申し上げます。

国では、85歳以上の増加や担い手の人口減少がさらに進む2040年を見据え、限られた医療資源を有効に活用するため、来年度から都道府県が策定する新たな地域医療構想において、医療機関の連携、再編、集約化も含めた医療機関の機能分化の検討を進める方針でございます。

県としては、医療機関の再編、集約化ありきではなく、救急や災害などの政策医療も含め、地域に必要な医療の確保を最優先に、既存医療機関の役割分担等も含め、効率的な医療提供体制の整備を検討していきたいと考えております。

担い手人口が減少する中、地域に求められる医療提供体制の確保は重要な課題でございます。

関係者が一丸となり、知恵を出し合い、連携と協力を進めることにより、全ての世代が安心して医療を受けられる体制を整備してまいります。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私からは、3点お答えいたします。

まず1点目、病床数の減少の実態と今後の推計についてでございます。

医療機関の病床数については、平成28年度に策定した地域医療構想において、当時約1万床あった病床について、令和7年度の必要病床数を7591床と推計し、適正な数となるよう毎年実態を把握し、取組を進めてまいりました。

その結果、令和7年度末には8209床となる見込みであり、必要病床数より600ほど多いですが、進行感染症や重症心身障がい児・者のための病床などを考慮に入れば、おおむね医療需要に見合った適正な数が確保できているのが現状と認識しております。

介護老人、保健福祉施設の施設サービスにおいては、3年ごとに介護保険事業支援計画において、需要と供給の実態を把握し、推計しておりますが、おおむね現状、需要に対応したサービスが提供できているという認識でございます。

今後の医療介護サービスや人材の必要量については、介護保険事業支援計画のほか、来年度から策定する新たな地域医療構想において、将来人口推計や医療受領行動の変化を反映し、推計を行う予定であります。

ただ、この計算方法は国から示されることになっておりますが、今日時点、まだ示されてはおりませんので、本日、推計値を述べることはできません。

それを基に、必要な医療、介護、サービスなど、効率的に提供する体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、医療施設の集約、機能分化、議論の合議体やスケジュールについてお答えいたします。

医療施設の集約化や機能分化については、は令和8年度から3か年で策定を予定しております。

新たな地域医療構想の項目の一つとして集約や機能分化について検討する予定でございます。

現行の地域医療構想の策定時には、県医療審議会での検討のほか、県内4医療機関、6地域で医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、在宅関係者、市町、保険者、需要者代表などで構成した地域医療構想調整会議を開催するとともに、医療圏間の合同調整会議として、医療圏をまたぐ協議の場も設けております。

新たな地域医療構想に当たっても、医療圏ごとの会議を開催するとともに、関係の深い医療圏間の合同の会議体を開催することも検討し、地域医療の実態に応じ、必要な医療を効率的に提供できる体制の整備を様々な関係者の理解を得ながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、介護予防の推進についてお答えいたします。

本県は、要介護認定を受けていない元気な高齢者の割合が全国でも上位にあり、県では、高齢者が自立した生活を続けられるよう、介護予防を主要な施策の一つと位置づけ、フレイル予防や認知症予防などの取組を推進しているところです。

フレイル予防については、全市町においてフレイルチェックを実施し、介護予防教室への参加につなげ、身体機能の改善を図っております。

また、認知症については新薬が承認され、早期発見、早期治療の重要性はこれまで以上に高まっていることから、全市町において実施している本県独自の認知症検診用チェックシートを活用した認知症の機能チェックを促進しております。

今後、フレイルチェックデータや保健データの解析を進め、介護予防の効果を検証するとともに、福井大学や福井医療大学が行政や医療機関等と連携して実施しているICTを活用した運動教室などの好事例を市町会議や関係団体の交流会で共有し、県内の市町の横展開へつなげてまいりたいと考えております。

議長／福野君。

福野議員／一点、再質問いたします。

2026年時点で全県の病床数が8209床でございます。必要病床数が7591床ということで、上回っているから大丈夫だという話がありました。

その中で、将来の推計というのが国の指針が出ていないので、まだ推計を検討していないということなんですけど、ベッド数の減少に対して、特に職員のほうの、現状の人手不足、そういったことを考えると、こういった8209という数も、人手が減ることによってこのベッド数の減少ということも当然考えられるのではないかと。

2030年までは、入院患者はまだ維持というか若干増える可能性もある中で、本当にこの職員数の減少を加味して近年減少するかもしれないという、そういった推計を加味しながら

じゃないと、この8209床がまた減っていくんじゃないかと、そういった結果も今後5年間で感じるわけなんですけれども、それに対する御見解をお聞かせください。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／ありがとうございます。

先生御指摘のとおり、まさに病床数が維持していくためには、その分、人員のほうも今、人口減少の過程の中で医療関係従事者の数も減っていくことを想定した形で、しかも病棟を維持していく、病床数を維持していくと、そのバランスの問題は常に危惧していかなければならないというふうに思っております。

そこでまた人材の育成等についても、この新しい地域医療構想会議の中、また、地域の医療審議会などを通じまして、その中で人材育成についても併せて議論を重ねていくことになろうと思います。

施策としても、そこについては力を入れていかなければならないものと認識しております。

議長／福野君。

福野議員／分かりました。

最初のほうの答弁で、地域医療構想会議も、6つの会議体ということで、いわゆる二次医療圏ごとの会議体を述べられているのかと思います。

福井地区、坂井地区、丹南、奥越、二州、若狭だと思えるんですけども、その会議体だけではなくて、答弁にもあったと思いますけれども、実際、例えば丹南の方でも、重病の方ですと、実際、福井の4つの病院に運ばれることも多いので、ぜひこういった、少なくとも嶺北、嶺南といったような枠組みであったり、複数圏域の合同の協議の場を設けて、重症救急等の機能集約や役割分担を議論できる枠組みをまた改めて考えていただきたいなと思います。

ベッドの減少の要因はやはり人材不足で、今後集約していかなければ、人手不足で結局、病院を残すがゆえに質の下がった病院ばかりになってしまっはよろしくない、現場の医師の先生からもそういった声も聞いております。

このまま看過していると福井県の医療の質が下がるという、そういう声を聞いておりますけれども、石田知事におかれましても、御尊父が医師であるということもございまして、ぜひ福井県の医療の質の維持、向上、また一生懸命取り組んでいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

次に、子どものフッ化物洗口の推進と成人も含めた虫歯対策について質問いたします。

まずは、補助資料の図表を御覧ください。

令和7年度学校保険統計調査において、福井県は全国と比べ虫歯がある割合が高いという結果が示されています。

子どもの歯は生涯の健康の土台です。

虫歯が多い現状を前提に、予防施策を一段強める必要があると考えます。

まず、子どものフッ化物洗口の推進についてですけれども、県は現在、17市町のこども園などに対して、4、5歳児のフッ化物洗口を進めており、既に一定の割合で園で実施されていると承知しています。

ここは評価すべき点ですが、次の段階として実施率をさらに上げるための具体策が必要です。

そこで伺います。

就学前施設におけるフッ化物洗口について、対象施設の現在の実施率、可能なら市町別の状況と未実施の要因について県としてどう分析しているのか、あわせて、今後どの程度まで実施率を高めるのか、就学前施設における目標と具体的な取組方針についてお伺いします。

次に、小学校でのフッ化物洗口についてです。

12月議会では小学校におけるフッ化物洗口の請願が提出、採択されました。

一方で教職員組合が反対しているという現状もあり、現場の懸念があることも承知しています。

しかし、県が既に就学前で一定数の園において実施を進め、園児が集団の中で実施しているのであれば、園児でできることは小学生でもできると考えるのは自然です。

問題は、現場負担を増やさず、安全性と任意性を確保し、納得のいく形で制度設計できるかどうかです。

そこで伺います。

請願の趣旨も踏まえ、県として今後、小学校でのフッ化物洗口をどのような基本方針と手順で進めるのか、具体的に、段階的な拡大の考え方、教職員に過度な追加業務を生じさせない学校、市町教委、歯科専門職、県の役割分担と研修、マニュアル、物品準備、保護者説明の標準化と負担軽減策、安全性、任意性、保護者同意のルールと説明の在り方、反対意見を含む現場の理解形成をどのように進めていくのかお伺いします。

ここまで子どものフッ化物洗口について伺いましたが、虫歯対策は子どもだけで完結しません。

成人期は学校や園のような集団アプローチが効きにくい一方で、虫歯や歯周病が進行し、将来の歯の喪失にもつながります。

県として、成人も含めた生涯の歯科保険の強化が必要です。

成人における虫歯、歯周病対策を進める上では、かかりつけ医による定期的なメンテナンスが極めて重要であると考えます。

そのためにも、成人の検診・受診率の現状を分析し、目標を設定した上で受診率の向上に向けた施策を進めていくべきと考えます。

そこで伺います。

虫歯、歯周病対策を進める上でのかかりつけ医による定期的な検診やメンテナンスの重要性に対する県の認識を伺うとともに、市町が実施する検診や職域における健康経営と連携するなど、受診勧奨から受診、そして継続的なメンテナンスにつながる一連の動線づくりを県が主導し進めていくべきと考えますが、県の所見をお伺いします。

あわせて、セルフケアの質の向上も重要です。

歯磨きの際に歯ブラシだけでは歯間部などに磨き残しが出やすいのは常識となりつつありますが、デンタルフロスや歯間ブラシを使わない方が多くいるのも事実です。

そこで、デンタルフロスや歯間ブラシなど歯間清掃の普及を県として戦略的に進めるべきと考えます。

歯ブラシに加え、デンタルフロス等を用いた歯間清掃の実践を県民に普及させるための啓発をはじめ、改めて子どもから大人まで全世代を対象にセルフケアの質を向上させるための啓発を強化すべきと考えますが、県の所見をお伺いします。

以上、福井県は全国より虫歯が多いという現状があります。

子どものフッ化物洗口の拡大を現場負担軽減と理解形成を前提に進めつつ、成人も含めた定期メンテナンスと歯間清掃の普及まで一体で進めることが重要です。

県としての具体的方針と実行計画を求め、答弁をお願いします。

議長／健康福祉部長宮下君。

宮下健康福祉部長／私から3点、お答えさせていただきます。

まず、就学前の施設でのフッ化物洗口の実施率と今後の目標、取組の方針についてお答えいたします。

認定こども園などの就学前施設における昨年度のフッ化物洗口の実施率は38.4%となっており、市町では14市町での実施となっております。

もっとも高い南越前町では実施率が100%と、市町ごとのばらつきがございます。

未実施の理由としては、保護者の賛同が得られないことや保育士が薬剤を取り扱うことへの不安があるということでお聞きしております。

保護者など関係者の方にフッ化物への理解を求めてもらうための啓発動画を作成し、1月から2月にかけてYouTubeなどで配信してきたところでございます。

県としては、まずコロナ禍前の46.4%の実施率に戻していくことを目標として目指して、歯科医師会と共に対象施設への働きかけを続けてまいりたいと考えています。

次、2点目、大人の虫歯、歯周病対策についてお答えいたします。

県の元気な福井健康づくり応援計画においても歯周病や虫歯予防の重要性を掲げ、歯科検診の実施率の向上を目指しております。

昨年1年間の歯科検診受診率をしているものの割合を令和11年度には65%、現行、令和4年は53%ですが、65%を目標に設定しています。

県では、検診の重要性について県歯科医師会と連携し、インターネット、バナー広告で周知を図るとともに、歯周病は生活習慣病などの全身疾患にも関連していることから、かかりつけ医からも受診勧奨を行っていただいております。

また、市町では法定の歯周病疾患検診を実施しており、職域では協会けんぽが県、歯科医師会と連携して、企業内の歯科検診を推進しているところでございます。

また、県としても、健康づくり応援実践事業の認定要件に歯科検診を行っているなど、歯や歯科口腔の健康増進に取り組む事項を追加したところでございます。

今後も、関係機関と連携して、歯科検診から始まる一連の導線づくりを県が主導して進め

てまいりたいと思います。

なお、3点目、デンタルフロスのセルフケアの啓発につきましては、歯科医師会等を含めまして、今、啓発に御協力いただいているところでございますが、男性の実施率は37.7%、女性は56.1%ということで、まだ十分には普及していないのが現状でございます。

また、この啓発のために、子ども向けには中学2年生と高校2年生を対象にデンタルフロスを配布しておりまして、養護教諭や歯科衛生士による虫歯や歯周病予防などの指導に活用していただいているところでございます。

こうしたところ、県歯科医師会では全世代を対象に、県内の各歯科医院では歯科検診の指導の際にデンタルフロスの使用を促しているところでございます。

引き続き、県もポータルサイトなどを通じて歯間清掃の重要性の周知を図ってまいりたいと考えております。

議長／教育委員会教育長藤丸君。

藤丸教育長／私から、小学校でのフッ化物洗口の推進についてお答えいたします。

これまでモデル校としてフッ化物洗口に取り組んでいただいた学校からは様々な課題が上げられておりまして、例えば限られた***の中での実施時間の確保、薬剤の適正管理、希望しない児童への誤飲防止、保護者への説明、万が一事故が起きたときの対応や教員の責任リスクなど様々な課題があるため、この取組を重荷になっている養護教諭にとっては業務負担もありますし、大きな心理的な負担になっているという御意見もありまして、本格実施には消極的な学校が多いというのが実情でございます。

小学校におけるフッ化物洗口については、実施主体である市町や学校の意向に反して県が一方的に進められるものではありませんので、実施に当たりましては、学校歯科保険に関わる教職員、学校歯科医、児童や保護者、行政の相互理解が必要不可欠であると考えております。

フッ化物洗口の虫歯予防効果そのものについては共通理解が得られていますので、引き続き丁寧に理解促進に努めながら進めていきたいと考えております。

議長／福野君。

福野議員／実際、今の答弁にもありましたけれども、こども園のほうでは4割弱、南越前町では100%ということで、園のほうでできているのであれば、もちろんまずは園の中で広げていただきたいですし、全県的に。

自然に園でやれば小学生でも自然にやれる、そういった導線もつくれるんじゃないかなと思っております。

ぜひとも、また取り組んでいただきたいなと思います。

最後に、スクラム除雪を参考にした県と市町の広域連結体制づくりについて質問いたします。

冬期の除雪は、県民の暮らしと地域経済、そして緊急搬送を支える生命線です。

一方で、大雪時には地方管理道路で除雪能力を上回る降雪となると、除排雪が追いつかず、車道幅員が十分確保できないなどの事象が起きるといった課題が国からも示されています。こうした中、国交省近畿地方整備局福井河川国土事務局は、敦賀市内が15年ぶりの記録的大雪となったことを受け、自治体支援の一環として敦賀市と連携し、スクラム除雪を実施したと発表しております。

補助資料を御覧ください。

スクラム除雪は、市道等の雪を隣接する直轄国道へ押し出し、国道側の除排雪と併せて積み込み、雪捨て場へ運搬するという一連の作業を国と自治体が連携して一斉に行う取組とされています。

また、国はスクラム除雪を大雪路の道路交通確保に向けた自治体支援と位置づけ、自治体とあらかじめ連携方法の調整を行うことも明記しています。

私は、こうした考え方は県と市町の間でも有効であり、県が音頭を取って県内17市町と共に行政の垣根を越えて機能する除雪の連携体制を整え、必要に応じて試行して効果検証するべきと考えます。

そこで伺います。

敦賀市で実施されたスクラム除雪の効果や、国が今後もスクラム除雪に前向きな方針を示していること、また、市町境や道路管理者の違い等による課題なども踏まえ、県としてスクラム除雪の意義や有効性をどのように評価しているのかお伺いします。

さらに、県と市町の間でのスクラム除雪の効果や課題を試験的に検証するなど、県と県内17市町が応援要請の手順や費用負担、雪捨て場の確保、運用、資機材、人員の融通などについて事前に取り決める枠組みを構築していく考えはあるのかお伺いします。

以上で質問を終わります。

議長／土木部長岩男君。

岩男土木部長／私からは、スクラム除雪の意義や有効性評価、県と市町の間で事前に取り決める枠組みの構築についてお答えいたします。

市町と連携して実施するスクラム除雪につきましては、早期に生活道路の車道幅員を確保して、一日も早い日常生活を回復することに大変有効であると考えております。

県では道路雪対策基本計画に基づきまして、管内市町と連携した一斉除雪路線や除排雪を重点的に行う交差点を指定し、寒波到来前に情報共有を行うなど平時から連携を図っておりまして、令和3年1月の大雪時には、県管理道路においてもスクラム除雪を実施するなど、可能な範囲で対応を行っているところでございます。

また、同年12月には、災害対策本部が設置されるような大雪の場合、市町からの応援要請の手順や費用負担などについて運用を定めたマニュアルを整備したところでございまして、これを活用しているところでございます。

今後も市町の意見を踏まえながら、地域実情に合わせた除雪時の連携体制を強化してまいります。

議長／福野君。

福野議員／一般的には、やはり県のほうが市町の除雪に比べまして余力があるといえますか、そういった実情があると思いますので、ぜひ大雪時に、速やかに、市、県、また、場合によっては国も連携して除排雪を進めていただくようお願い申し上げまして、私の質問を終えさせていただきます。

議長／以上で、福野君の質問は終了いたしました。

山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ふくいの党、山岸みつるです。

石田知事、就任、誠におめでとうございます。

これから躍動する福井を共につくっていく同世代同士として、様々な議論をしていければと思います。

ちなみに、知事が2月5日にお誕生日を迎えられて36歳になられたというところで、実は私、ひな祭りが誕生日でございまして、本日36歳になりまして、全く同い年の同世代というところでございます。

ありがとうございます。

そんな日にこういう一般質問させていただいて非常に光栄なんですけれども、これから私も石田知事と日本一前向きにそして厳しい議論も含めて是々非々でこれからの県政を一緒につくっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、まず初めに、福井の人口転出超過の大幅悪化と要因分析についてです。

知事就任早々ではありますが、福井県にとって非常に苦しく厳しいデータが先月発表されてしまいました。

総務省統計局が2月3日に発表した2025年1年間の住民基本台帳人口移動報告結果です。

まず福井県は転入より転出が多く、転出超過数が3157人で、全国ワースト19位です。

これはこれで厳しい状況ではあるんですけれども、公表統計データを私のほうでもっと整備に分析してみましたら、まだあまり報道などもされていない衝撃の悲しい実態も見えてきました。

補助資料の1を御覧ください。

端的に言います。

転出超過が発生している県における転出超過数の前年からの増加数が全国ワースト2位、さらにその増加数を県の人口当りに換算してみますと宮崎県とともに全国で他の転出超過県を圧倒してワースト1位になってしまいました。

2024年からたった1年で他県に比べて急激に転出超過が増えてしまっているところなんです。

なぜかというところ、数字を細かく分析すると傾向はいろいろとつかめます。

転出超過の増加幅は、ここに記載のとおり1467人というところですが、まず半分は外国人の方の転出超過でございました。

ほかにも様々な傾向を分析してみました。

補助資料の2を御覧ください。

増加幅の要因として、

転出者556人増と福井から出て行く人ももちろん増えていますが、転入者が911人減と入ってくる人が減った影響のほうが大きいということがあります。

また、地域別で見ると、石川県、愛知県、東京都への転出超過がこの資料のとおり、数百人単位で大きく悪化しているというところ です。

また、東京、大阪、名古屋など、三大都市圏への転出超過数を性別で見ますと、男性よりも女性の方が1.5倍以上、転出超過の増加幅が大きいというような状況になっております。年代別で見ると、10代後半の大学進学期、20代前半の新卒就職期、20代後半の転職結婚期のそれぞれ全てにおいて転出超過が、資料のとおり大幅に悪化をしております。

20代の大都市圏からのUターン転入が減少していることがこの世代の転出超過というものを大きく押し上げてしまっていました。

ちなみにですが、東京への数値だけで悪化しているわけではないので、2024年開通の北陸新幹線による、いわゆるストロー効果が影響しているとは一概には言えないというふうに私は分析しています。

ただ、様々な可能性も考えて、この大幅悪化傾向を必ず止めないと、私たちの福井に、地方に未来はありません。

石田知事、平成世代の私たちがこれからまさに次の時代への責任世代として担っていく中で、必ず一緒になんとかこれをしていきたい、そういう思いで私はおります。

それも踏まえて、まずは自身も東京、海外などを経験されてUターンして帰ってきた石田知事として、地方最大の課題である人口流出問題や、今述べた危機的数字の状況というものを今どのように捉え、そしてどのように向き合っていこうとしているのかという考え方を教えてください。

また、なぜ福井県が全国ワーストの転出超過悪化県となってしまったのか、県としては要因をどのように分析しているか教えてください、お願いします。

議長／知事石田君。

石田知事／山岸みつる議員の一般質問について、お答え申し上げます。

人口流出の状況の捉え方と向き合い方についてでございます。

人口減少は、若い世代、特に女性の県外流出により、将来の親世代が減少し、労働力や社会の活力が失われていく点で私の最重要課題の一つと認識しております。

今回、転出超過が大きく増えたことにつきましては、前年の能登半島地震や新幹線開業に起因する転入増の反動が考えられることとしてあります。

また、外国人が雇用する特定企業の経営判断による影響もあり、有識者からは今後数年の経過を注視する必要があると伺っております。

多くの若者が県外に流出する傾向は続いており、その要因として、進学、就職先が県外にあるや、多様な価値観が受け入れられるといったものが挙げられます。

県内で生まれ育った方がふるさとで安心して学び、働き続けられるよう、県立大学の新学

部の設置や高付加価値企業の誘致、さらには性別役割分担意識に対する企業や地域での取組を強化していく。

また、そうした若者、女性に選ばれる福井を目指していく必要があると考えております。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは、転出超過の要因及び分析についてお答えをいたします。

まず、2025年の話をされましたけれども、前年の2024年の状況をお話したいと思います。

こちら、日本人につきましては新幹線開業に向けた雇用でありますとか、能登半島地震による転入増など、複数の特殊要因が見られたとしてあります。

また、この年の外国人につきましては、特定企業の雇用でありますとか経営判断から転入が大きく増加し、その結果といたしまして、転出超過数が2023年比で1718人改善してございます。

転入増加率、それから転出者の減少率、ともにこれはいいほうから1番目という全国1位であったという状況でございました。

今回、2025年の転出超過が大きく増えた背景でございますけれども、2024年からの反動の可能性があると考えてございます。

前々年度の2023年と同程度の水準でこの数字はありますことから、人口問題の有識者から話を聞きますと、その評価は今後数年にわたり注視が必要であるという助言をいただいているところでございます。

議員御指摘のとおり、特に日本人につきましては、依然として若者や女性の都市部への流出が続いております。

若者や女性に選ばれる福井となりますよう、子育てやU I ターンなどの政策を引き続き進めるとともに、全ての市町と協力しまして、転出入に伴うアンケート調査と要因分析を新たに行いたいと思っております。

そうした上で必要な対策を検討していきたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

まずは知事含めて最重要課題というふうにしっかり位置づけていただいていることに安心を覚えました。

その上で反動が大きいという分析の話がありまして、それは一定、そのとおりだろうと思っておりますが、一方で反動が大きいからといって、じゃあ、この傾向を許容できるという話とは別と思っておりますので、今、部長がおっしゃっていただいたように経過を見てアンケート調査を追加でやるという前向きなお話もいただきましたので、これはかなり精微に分析いただいて手を打っていく。

手を追っていくことについてはさらにここから話を続けさせていただければと思います。

その話をするために今回知事選の直後に衆議院選挙がございました。

これについて本当に個人的には残念なことがございました。

補助資料の3を御覧ください。

今回は消費税などの税制、また外国人政策などが最も大きな争点となっていたと感じましたし、実際に話題となった情報量の大小を上位から並べたこちらの資料を見てもやはりそういう皆さんの争点というか、論点となっていたんだなということがよく分かります。それらはもちろんとても大事な争点だと、論点だと私も思います。

ただ、しかし、私が心から残念だったのは日本の大問題である地方の衰退、東京の一極集中の是正などがほとんど論点・争点に上がってこなかったことです。

今回、争点となった税制や外国人政策はもとより、国政政党それぞれが主張する主要政策のいずれも、もし理想通りに実現していたとしても、国全体の底上げは一定程度できたとして、地方と大都市の間の大き過ぎる不均衡、これはそもそもそれだけでは何も解決されず、収益効率の観点から大都市への移動、投資というものは結局のところ、加速し続けることは変わらないという、そういう前提があると思います。

だからこそ、今後は福井でも日本全体でもこの一極集中と地方の衰退の問題をもっともっと大きく話題にして、一刻も早く、本気で多極分散、そして地方回帰へと向かわせなければいけません。

そうでないと福井や地方の人も経済も文化も守れず、結果として日本も守れない、これが私自身が政治をする根幹の信念でもございます。

このことを、石田知事をはじめ、皆様に共有させてもらった上で次の議題、まさに提案の中身をこれから申し上げます。

転出超過の抑制・反転に向けた政策についてでございます。

まず、石田知事に3つの提言をお伝えします。

1つ目、知事は現職の全国最年少知事として注目され、その意味では全国にたくさんいらっしゃる地方の知事たちの中でも発信力が非常に高い状態だと思っております。

ほかの議員も、発信力の話が、知事に対しては非常に、今回の議会は多くなっていると思います。

だからこそ、それを最大限生かして国への要請や知事会、各種場面、ウェブやSNSの発信を含めて、こういった発信などにおいて、今後ここまで話をしてきた地方の危機的状況と国の本気の方針転換の必要性を知事からも繰り返しこれから発信をしていただき、今後論点にしていく機運をまずは高めていっていただきたいと提言します。

2つ目、政府は2014年に初めて地方創生政策を打ち出し、そして、近年は2027年度を目途に東京圏の転入、転出を均衡させるという目標を掲げていたんですけれど、十分な政策が打たれなかった結果、これは全く実現が、さっきの数字のとおりですが、今2025年時点で全くされませんので、昨年12月にまとめた最新の地方創生の総合戦略が打ち出されました。とうとう期限を区切った目標の設定を取りやめてしまいました。国の地方に対する姿勢が、下手したら完全に後退してしまっており、これは地方側として看過すべきものではないというふうに思っております。まずはこういった明確な目標設定の是正要求を知事からも地方の各県とも連携をしながら本気でしていただくと提言いたします。

3つ目です。

国税である法人税について、

企業の所在地に応じた地域別税率というものを導入し、地方に本社を置く企業の法人税率を下げられるなどできるようにして、福井の地元企業など地方企業の収益力強化や大都市企業の本社機能移転、先ほども誘致の話が人口関係の政策の中でありましたけれども、まさにそれにも関わる話です。

こういったことを促していくことを、こちらも地方の各県と連携をしながら、これは福井だけで求めてもそんなに簡単に実現するものではないので、国に求めていくことを提言いたします。

いかがでしょうか。

そして、これは部長に向けてもう一つというところで、県の政策案として担当部長に検討をお願いしたいという意味ですが、

これまで、そしてまた次年度予算というところでも、県としてはそもそも県内に大学進学をする県民への経済支援や県外の大学や、大学に出た大学生が県内に特定の専門職や技術職でUターン就職をした場合に、その奨学金の返還を支援する制度などで、特に若手人口流出の抑制を図ってきました。

しかし、本日、最初に述べたとおり10代、20代の転出超過の増加は依然厳しい状況で、そこで、提言としては、これらに加えて戦略的Uターン免除型奨学金的なものを県として創設することを提言いたします。

ちょっと説明します。

これは、現行制度が、学生が個人的に借りていた奨学金の返済を就職するタイミングで県が事後的に補助する仕組みであるのに対して、ここで今提案させていただきたい制度としては、例えば就職時に県内へ一定期間以上Uターン就職することを条件などとしつつ、今県内にいる高校生の県外大学への、外への進学入学の時点から、県独自の大型給付型の奨学金を創設して奨学金を給付していく、または、無利子の貸与型の奨学金を行って、全額、後にさっきの条件を満たした形であれば全額を後に免除という要は事前支援型の奨学金のような形は今なかなかそれにはないと思います。

こういったものを提案したいと思います。

もちろん何でも対象にするというよりは、戦略的に福井県が未来の重点産業と位置づけられるような分野、例えば先端ものづくり分野ですとか、AI、高度医療、宇宙開発など、そんなものにひもづくような学部へ進学する学生をまずは対象とするなど、ある程度限定的で一旦はいいというふうに思っています。

進学後に東京などに吸収されがちな高度人材に進学時から福井で働くことを念頭に置いてもらって、また、福井県のおかげで安心して大学生活を送れるとか、福井県が今自分に投資をしてくれているというそういう実感感覚を持ってもらえることが私は非常に重要なんじゃないかと思っています。

そしてもちろんそのような人材はUターン就職後に県内で新たな産業創出などに貢献してくれる可能性も高いので、中長期的に見れば県として投資以上の大きな経済効果、税収効果を十分に生んでいけると考えております。

いかがでしょうか、よろしく申し上げます。

議長／知事石田君。

石田知事／私からは、転出超過の抑制、反転に向けた施策に関する3つの提言についてお答え申し上げます。

様々な建設的な御意見、御提言、誠にありがとうございます。

1点目の提言につきまして、東京一極集中は、進学や就職時に若者が東京に集まる社会構造に問題の根幹がございまして、私も同じ問題意識を有しております。

現在全国知事会に人口戦略対策本部が設けられており、司令塔の設置など、必要な提言を行っているところです。

引き続きこうした場などを通じて訴えていく所存でございます。

2つ目の提言につきましては、高市政権は人口問題を最大の課題として、強い経済や都市から地方への人の流れの実現に力を尽くすとしております。

国の対策が実効性を持ち、着実に実現されるよう私からも強く求めてまいります。

3つ目の提言については、一つの税に複数の税率を用いることは、公平性の観点から問題はございますが、税制面から本社機能移転を促すこと、これは重要でございます。

本県では、地方の従業員数に応じて、実質的に東京と地方の法人税に差を設ける制度を国に要望しておりまして、今後も引き続き検討してまいります。

議長／未来創造部長武部君。

武部未来創造部長／私からは戦略的Uターン免除型奨学金の創設についてお答えします。

県では、大学生等のU I ターン就職を促進するため奨学金返還支援制度を創設してございます。

ちょうど令和元年度になりますけれども、就職活動を開始する卒業年度の前年度に当たる大学3年生から申請できるように対象を拡大してまいりました。

県外進学者に対し、早い時期からアプローチしていくことは極めて大事なことでと考えております。

県といたしましては、就職活動の早期化でありますとか、都市部における企業の旺盛な採用活動を受けまして、U I ターン就職に一層の意識を向けてもらうため、令和7年度、今年度であります。受付対象を大学1年生にまで拡充したところでございます。

これまでに大学1、2年生から16名の応募がございました。

応募学生に対しましては県のU I ターンアドバイザーにキャリア相談を行うなど、より実効性のある就職支援を行うこととしています。

今後もU I ターンの促進に向けて、低学年に対する制度の周知にまずは努めさせていただきたいと思っております。

また、先日になりますが、子どもの明るい未来推進議員連盟から、奨学金返還支援制度の拡充について御要望をいただいたところですので、そういった点も含めまして、様々な観点から検討していきたいと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

最後の奨学金の話大学1年生から今年度から対象にさせていただいていると私も認識しています。

本当に一步一步、いい手が増えていてありがたいなと思います。

そこに状況を見ながら大丈夫ですので、さっき言った事前の、あるいは入学時点から福井県がしっかりと外で挑戦することも含めて応援するぞと、その分ぜひ外で頑張っけて戻ってこいと、そういうような意気込みを含めた制度というのは、ぜひ今後、前向きに検討していただければなというふうに思います。

本当にこの話というのは、重点に置いて話をさせていただいておまして、今まで長いこと私たち福井県民もたくさんの政治家含めていろんなものに対して、都市部と地方のいいほうの是正への期待をずっと託し続けていました。

ただ、結果を見れば全くまだまだ実現されておらず、むしろ悪化しているという部分すらございます。

そういう意味で、本当にこのままでは福井の全世代、どの世代も、シニア世代はやっぱり子や孫が自分の福井から出ていって帰ってこなくなってしまう、戻ってこない、現役世代は自分にとって所得とかいろんな意味の仕事の環境が十分に得られずに外に行かざるを得ない、福井からさよならと言ってしまう人も出てきてしまったり、子どもたちにとってはやっぱりここ、福井に希望を見出せずに、そのまま、じゃやっぱり外出ようかなとか思ってしまう、そんな福井を僕は未来につくりたいとは思っていないですし、ここの誰も思っていないと思うんですね。

なので、そこは本当に、そこは本気で、私自身も頑張りますが、一緒にやらせていただきたいと思っております。

それでは、最後の3つ目の議題をやらせていただきます。

最後の議題は、真冬の選挙運営と投票率の問題、そして対策についてでございます。

先ほどは衆院選の話をしました、

知事選を投票率などから振り返ります。

まず、補助資料4を御覧ください。

この補助資料4は、今年を含めた直近3回分の福井県知事選挙の構図や投票率をまとめたものです。

見ていただくと分かりますが、7年前が58%、3年前が51%、投票率がです。

今回が46%。

候補者3名で結果が読めない激戦という意味では、7年前と同様のはずなんですけれども、投票率は7年前どころか、3年前の知事選をも大幅に下回っておりまして、これは様々な要因にあるかもしれませんが、一つに真冬で大雪の中での選挙というところで、私もたくさん声を聞きましたが、特に御高齢の方などを中心に行けないと。

ちょっと行くのがしんどいという、そんな状況が実際に起きていたと思います。

そこで質問と提言でございます。

今回の投票率の大幅ダウンの要因分析を県としてどのようにしているか、市町別や年代別の分析も含めて教えてください。

また、今回は急な選挙となりましたが、投票率の向上のためにどのような政策を打ち、その結果をどう見ているか教えてください。

県内の幾つかの市町ではバス車両を活用した移動式期日前投票所で

足元が悪く中での各地区の投票機会の確保にも努めたようでして、

高齢化の中でもまた大雪の中でも今後、非常に重要な移動式投票バスというものが重要な政策になるのではないかとこのように思っています。

こういったものを、全県的に実施を一層推進すべきかと思いますが、県市町の費用面も含めて県としてどのような支援ができるか教えてください、いかがでしょうか

また、あわせて子連れ投票者に配布した、プレゼントが当選する可能性があるシールの配布を今回の選挙で行っていただきました。

本当に良かったと思っているんですけど、これを例えば事前に提携店を募っておいて、このシールを見せたら割引を受けられる、全国的にも広がりつつある選挙割のような仕組みとかを県主導で全県的に導入も検討できないかと思っています。

それらを含めて来年4月の私たち県議会議員の選挙でもある統一地方選挙では、知事選と切り離される初めての選挙になります。

投票率の向上のための様々な前例にとらわれない工夫をしていただけないでしょうか。お願いします。

議長／選挙管理委員会委員長吉川君。

吉川選挙管理委員長／私からは2点お答え申し上げます。

まず、先日行われた知事選挙における市町別、年代別を含めた投票結果の分析についてお答えいたします。

今回知事選挙の投票率は46.29%でありまして、知事選挙としては過去最低の投票率となったところでございます。

選挙期間中は投票日4日前の21日に大雪警報が県内の広い範囲に出され、その後も断続的な降雪が続いたところでございます。

悪天候であった当日の投票者数も前回から4割減となるなど大雪が投票率低下の大きな要因であると考えております。

年代別の投票率は現在調査中ですが、期間の全半は大学入学共通テストの受験日程と重なったことに伴い、若者の投票に一定程度の影響があるのではないかと思慮される所です。

市町別では、同日に市長選となったあわら市は17.6%の増となった一方で、15年ぶりの大雪となった敦賀市では13.4ポイント低下するなど多くの市町で投票率が伸び悩む結果となったところでございます。

続きまして、移動式の期日前投票所や選挙割の全県導入など、投票率向上のための対策に

ついてお答えいたします。

今回、知事選挙といたしましては、過去最多となる60か所の期日前投票所を設置するとともに、小浜市及び大野市においては移動期日前投票所を設け、山間部などの有権者に対する投票機会の確保に努められたところです。

さらに、自宅近くから期日前投票所や投票所までバスやタクシーによる移動を支援する市町もあり、県選挙管理委員会としては引き続き、それらの経費に対し、市町の負担が生じないよう財源を措置することにより、様々な取組を支援してまいります。

また、選挙割につきましては、民間において広がりを見せておりまして、選挙公報として一定の効果が期待できる一方、投票率への影響効果や、公正な選挙の確保の観点から、注視する必要があると考えております。

県選挙管理委員会といたしましては、今後も選挙における投票率の向上に向け、議員からの御提案を含めて新たな取り組みについても市町の選挙管理委員会とも情報を共有しながら検討してまいりたいと考えています。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／ありがとうございます。

時間がないので、サンドームの議題はまた委員会などでやらせていただきたいと思います。

知事一問だけ手短かに再質問させてください。

これお答えが難しかったら受け止めますだけで大丈夫ですので、冬の選挙、県民誰も望んでいないと思うんですね。大雪の中の選挙、誰も望んでいないと思います。

早々にという意味ではなくて、少しだけ早めに、もし知事が決断をして秋とかそういった選挙に、本気で私はこれ真面目に言っています、冗談ではないです。

それは県民にとって本当にありがたい話になると思っています。

そういった可能性も今からまだ4年の中で検討していただければと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長／知事石田君。

答弁を簡潔にお願いします。

石田知事／一般論として、知事の立場から選挙の期日に関する答弁、これは差し控えさせていただきますと考えております。

議長／山岸みつる君。

山岸（みつる）議員／今辞任するということではなくて、そういうことも含めて県民にとって大雪の中、災害のリスクも含めて本当にこれはある意味その決断というものも一つあり得る形だと僕は思っていますので、そういう思いで伝えさせてもらいました。

ありがとうございました。

議長／以上で、山岸みつる君の質問は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明4日は、午前10時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。